

は じ め る BOOK



ダイワの  
iDeCo

【個人型確定拠出年金】

大和証券

Daiwa Securities

# はじめに

この冊子は、これから個人型確定拠出年金（ダイワのiDeCo）をはじめ  
お客様向けに、大和証券がご用意したものです。

まず、この冊子では、個人型確定拠出年金の制度内容を、メリットだけで  
はなく留意点も含めて、お客様に「よく知って」いただき、安心して「はじめて」  
いただくことから説明しています。

また、個人型確定拠出年金制度は、ゆとりあるセカンドライフを目指し、  
お客様自身が運用を行って将来の受取金額を「ふやす」ことも大切です。  
資産運用の知見とノウハウに長けた証券会社でもある運営管理機関として、  
この分野で少しでもお客様のヒントになればと、この冊子では「ふやす」こと  
に最も紙面を割いています。

そして、個人型確定拠出年金制度は、将来「受け取る」ことが最終目標  
です。これから「はじめる」お客様にとって遠い将来かもしれない「受け取る」  
ことを敢えてこの冊子で取り上げさせていただきました。これは、私たち  
大和証券が、お客様が「はじめて」から「受け取る」ことになるまで、お客様  
のマネーライフに寄り添うパートナーでありたいとの思いからです。

「よく知る」「はじめる」「ふやす」そして「受け取る」。

この冊子が、お客様のそれぞれの場面で少しでもお役に立てば幸いです。



iDeCo（イデコ）は個人型確定拠出年金の愛称です。

# 目次

## 第Ⅰ章 よく知る

① リタイア後のセカンドライフ	1
② iDeCoのあらまし	3
③ iDeCoのメリットと留意点	5
④ サポート体制	6

## 第Ⅱ章 はじめる

① 申込方法とお手続き	7
② 利用する金額を決める	8
③ 運用する商品を選ぶ	9
④ お手続きが完了したら	10

## 第Ⅲ章 ふやす

① 元本確保型商品	11
② 投資信託（元本が確保されていない商品）	12
③ リスクとリターンを理解する	17
④ リスクを軽減する方法（資産の分散）	19
⑤ リスクを軽減する方法（時間の分散）	20
⑥ リスクを軽減する方法（長期保有）	21
⑦ 資産運用次第で将来の給付額に大きな差も	22
⑧ 運用資産の見直し	23
⑨ 資産配分と分散投資	25
⑩ Web等のサービスのご利用にあたって	26
⑪ 運用商品の変更（売却して別商品を購入）	27
⑫ 運用商品の変更（掛金の購入商品・割合を変更）	28

## 第Ⅳ章 受け取る

① 給付金の受取	29
② 老齢給付金の受取と税金	31
③ 万一の場合の受取	32

## 第Ⅴ章 こんなときは

① こんなときは？	33
-----------	----

引越した／金額を変更したい／掛金払込証明書をなくした など必要書類の入手先と送付先

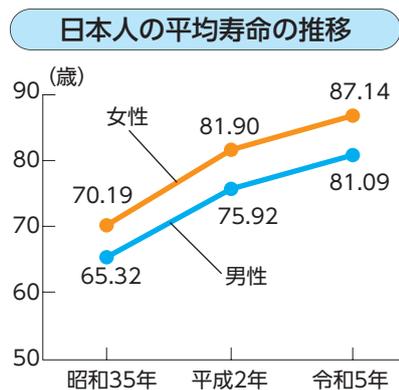
### 巻末資料

確定拠出年金制度（個人型）における個人情報の取扱いについて（加入申出書・移換依頼書等にご記入いただく個人情報の取扱いについて）／個人情報の利用目的について（国民年金基金連合会）／運用商品販売会社への個人情報の提供／個人情報管理方針／行為準則・禁止行為／確定拠出年金運営管理機関業務に関する勧誘方針

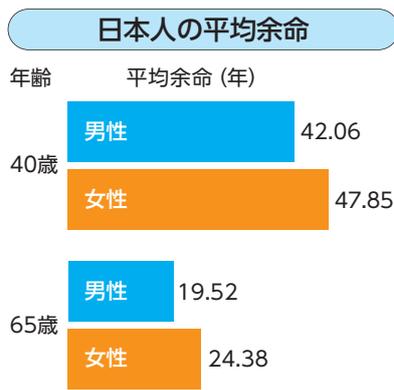
### ゆとり(憂い?)ある老後の年金

#### ○「長寿」にはお金が必要！

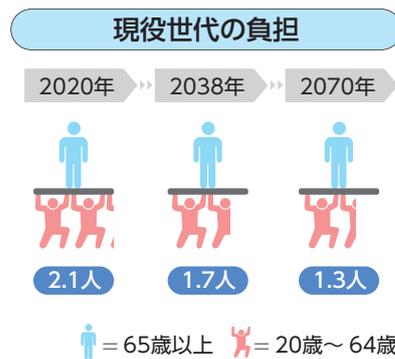
日本は世界有数の長寿国です。少子高齢化の急速な進展により、現役世代が高齢者を支える仕組みである公的年金の財政はたいへん厳しい状況にあります。



出所:厚生労働省  
「令和5年簡易生命表」より作成



出所:厚生労働省  
「令和5年簡易生命表」より作成



出所:国立社会保障・人口問題研究所  
『日本の将来推計人口』  
(令和5年推計)より作成

**80歳、90歳まで**を視野に入れた「お金の計画」が必要です。

#### ○ 公的年金と確定拠出年金

確定拠出年金(以下、「DC\*」)は公的年金の上乗せとなる私的年金です。

\*DC: Defined Contributionの略



## ○ 老後はいくら足りない?

老後に必要な夫婦2人の生活資金は、30年間で平均 **約2,000万円足りない** と言われています。

高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)の家計収支



出所:総務省家計調査報告〔家計収支編〕(2017年)

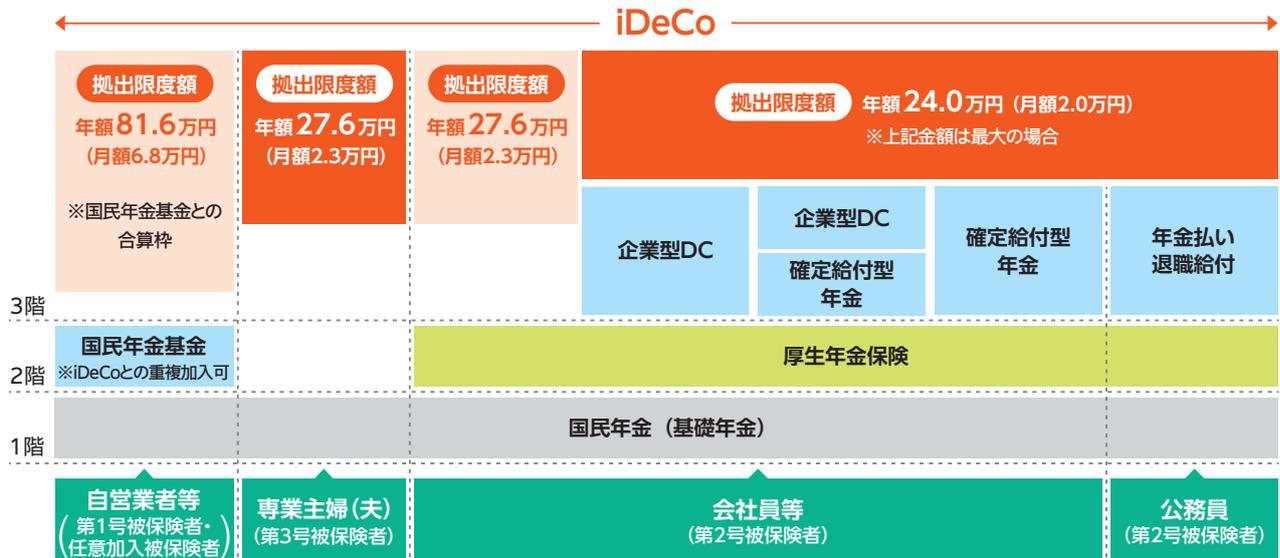
65歳~95歳までの30年間の不足額

$$5.4万円 \times 12ヶ月 \times 30年間 = 1,944万円$$

→ **約2,000万円 必要**

## ○ 日本の年金制度

日本の年金制度は3階建ての構造となっています。



参照 P.8 「掛金の拠出額を決める」

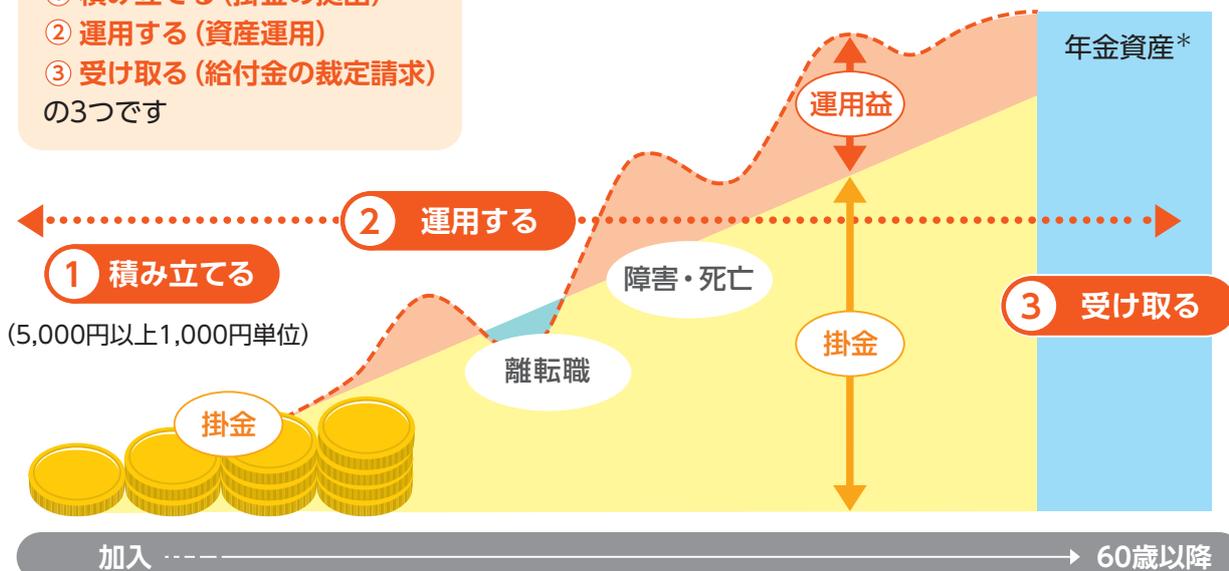
# 2 iDeCoのあらまし

## iDeCoのしくみ

個人型の確定拠出年金（以下、iDeCoといいます）は、個人で拠出した掛金を自分で運用して将来の老後資金を育てるしくみです。

自分ですることは、

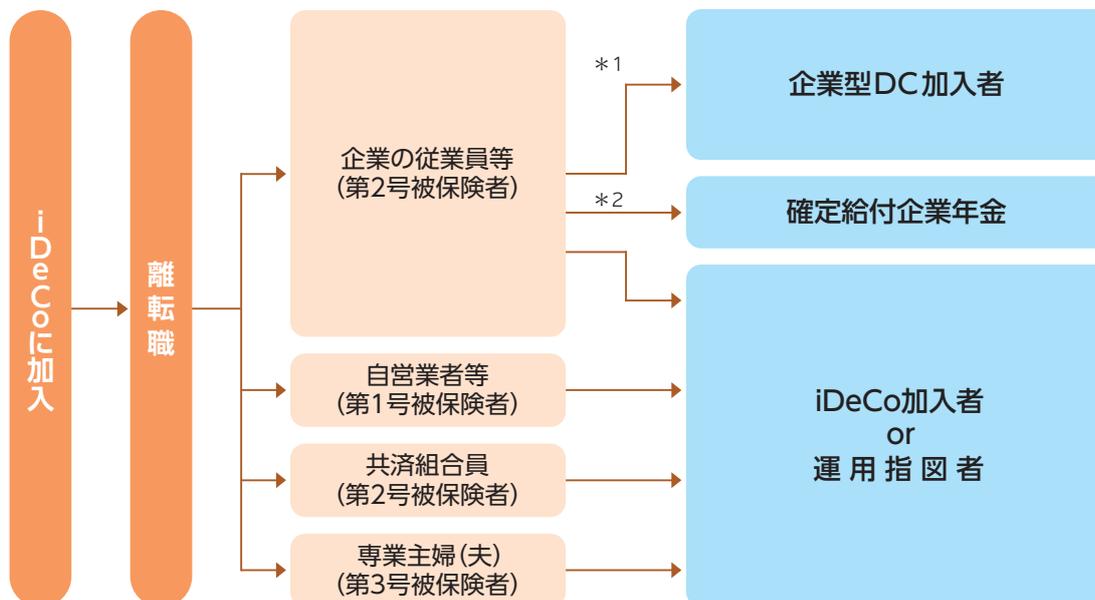
- ① 積み立てる（掛金の拠出）
  - ② 運用する（資産運用）
  - ③ 受け取る（給付金の裁定請求）
- の3つです



\*受取時に損失が発生している場合、受取額が積立額より少なくなる場合があります。

## 持ち運びできる

[iDeCo]に加入している方が離転職された場合、転職先によって対応が異なります。iDeCo(個人型DC)のまま継続する場合も、拠出限度額が変更となる場合があります。

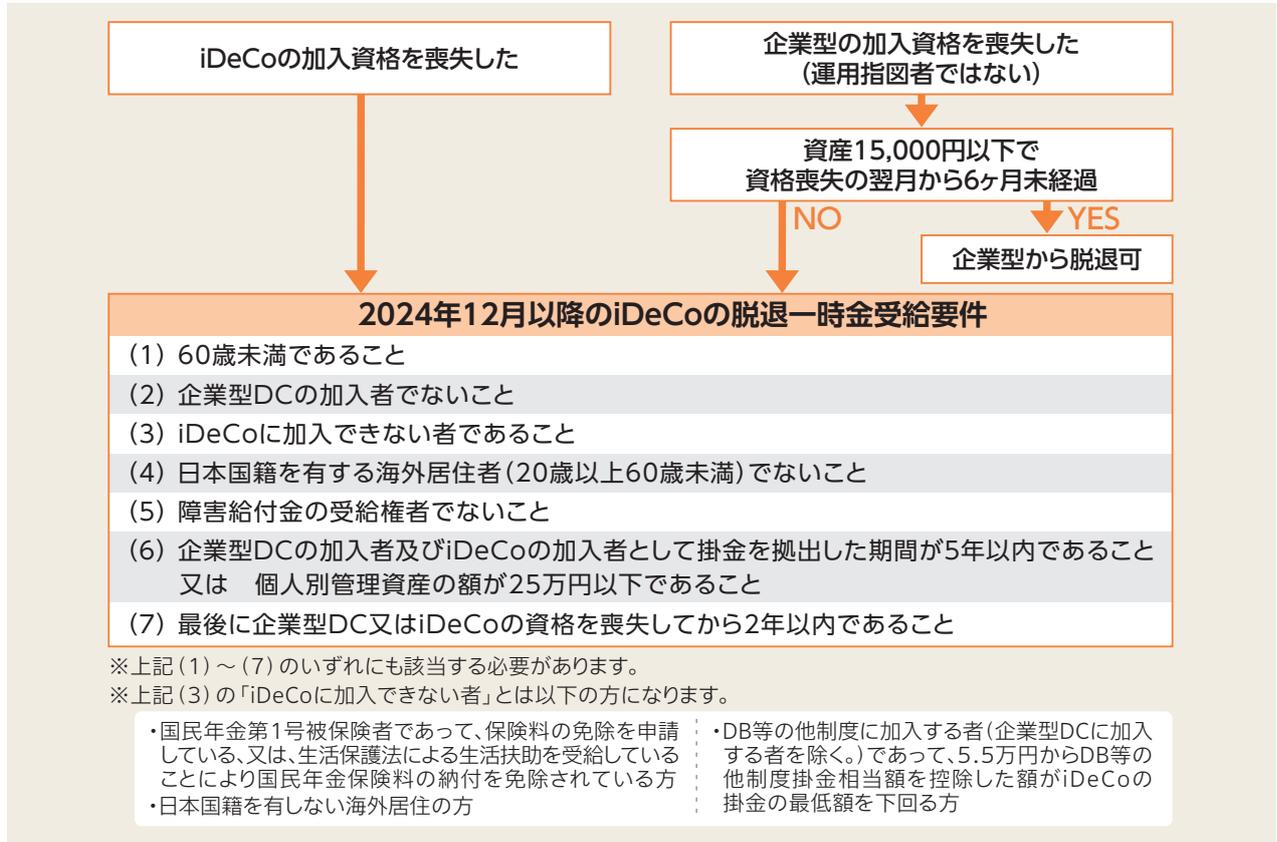


\*1 2022年10月より、原則iDeCoへ加入が可能となります。

\*2 確定給付企業年金の規約によっては、iDeCoからの持ち込みができない場合があります。

## 中途引き出しできない?!

中途引き出し(脱退一時金)は、下図の全ての要件を満たさなければ請求できません。



## 他の企業年金等から確定拠出年金への移換

以前、加入していた企業年金等の資産がある方は、確定拠出年金加入後一定期間内であれば、個人単位で確定拠出年金に移換できる場合があります。

原則、加入者自身の申出が必要になります。

いったん現金化して移換された資産は、指図を受けた資産として買付します。

現状お持ちの資産*1		移換申出期限	移換できる額
確定拠出年金	企業型	資格喪失月の翌月から6ヶ月*2	企業型資産
	個人型	加入時*2	個人型資産
その他	確定給付企業年金	脱退後1年以内	脱退一時金相当額
	存続厚生年金基金	脱退後1年以内	脱退一時金相当額
	企業年金連合会	確定拠出年金の加入資格取得後3ヶ月以内	年金給付等積立金又は積立金

\*1 受取時に影響する過去の加入期間も引き継がれます。

\*2 加入者の申出がなくても、移換申出期限経過後に強制的に移換されます。経過後の移換については、留意点が2点ございます。

①移換期限経過後に手続きを行うため、申出による移換より、お手続きの時間がかかります。

②現在お持ちの資産の買付については、掛金の運用割合で自動的に買付されます。

双方、自身の資産形成において意図しないスケジュールや買付になってしまう可能性があります。

# 3 iDeCoのメリットと留意点

第1章 「よく知る」

第2章 「はじめの」

第3章 「ふやす」

第4章 「受け取る」

第5章 「こんなときは」

## iDeCoの税制メリット

### a) 掛金は全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除)

所得控除による年間の税制メリット

イメージ

【課税所得300万円の方がiDeCoに加入し毎月定額払いにて上限額まで拠出した場合】

課税所得金額	税率 (所得税・住民税)	月額掛金		
		自営業	会社員	公務員
		68,000円	23,000円	20,000円
<b>税制メリット額 (年額、千円未満切り捨て)</b>				
195万円以下	15.105%	12.3万円	4.1万円	3.6万円
<b>195万円超～330万円以下</b>	<b>20.210%</b>	<b>16.4万円</b>	<b>5.5万円</b>	<b>4.8万円</b>
330万円超～695万円以下	30.420%	24.8万円	8.3万円	7.3万円
695万円超～900万円以下	33.483%	27.3万円	9.2万円	8.0万円

税制メリット額は以下の計算式でシミュレーションしています。

- ・税率=所得税率×1.021(復興特別所得税)+住民税率(10%)
- ・税制メリット額=月額掛金×12か月×税率(千円未満は切り捨て)

概算値のため、実際の金額とは異なりますので十分ご注意ください。

### b) 運用時は非課税

運用益に対して課税されず、すべて再投資されるため、複利効果を最大限に活かすことができます。複利効果は積立期間が長くなるにつれて拡大します。

#### 資産額の推移

イメージ

【毎月2万円を拠出し、年率3%で運用した場合】

試算条件

- ◆ 運用利回り3.0%(年率)
- ◆ 月々の掛金2万円
- ◆ 一般的な金融商品の場合は運用益に20.315%課税
- ◆ 金額は概算値



	5年	10年	20年	30年
iDeCoで運用	129万円	279万円	655万円	1,160万円
一般的な資産運用	127万円	270万円	614万円	1,048万円

### c) 給付時に税制優遇

老齢給付金

- 年金で受け取る場合 → 雑所得扱いとなりますが、公的年金等控除が適用されます。
- 一時金で受け取る場合 → 退職所得控除が適用されます。

障害給付金

所得税、住民税は課税されません。

死亡一時金

所得税、住民税は課税されません。みなし相続財産として相続税の課税対象となります。(法定相続人一人当たり500万円まで非課税枠があります。)

## 留意点

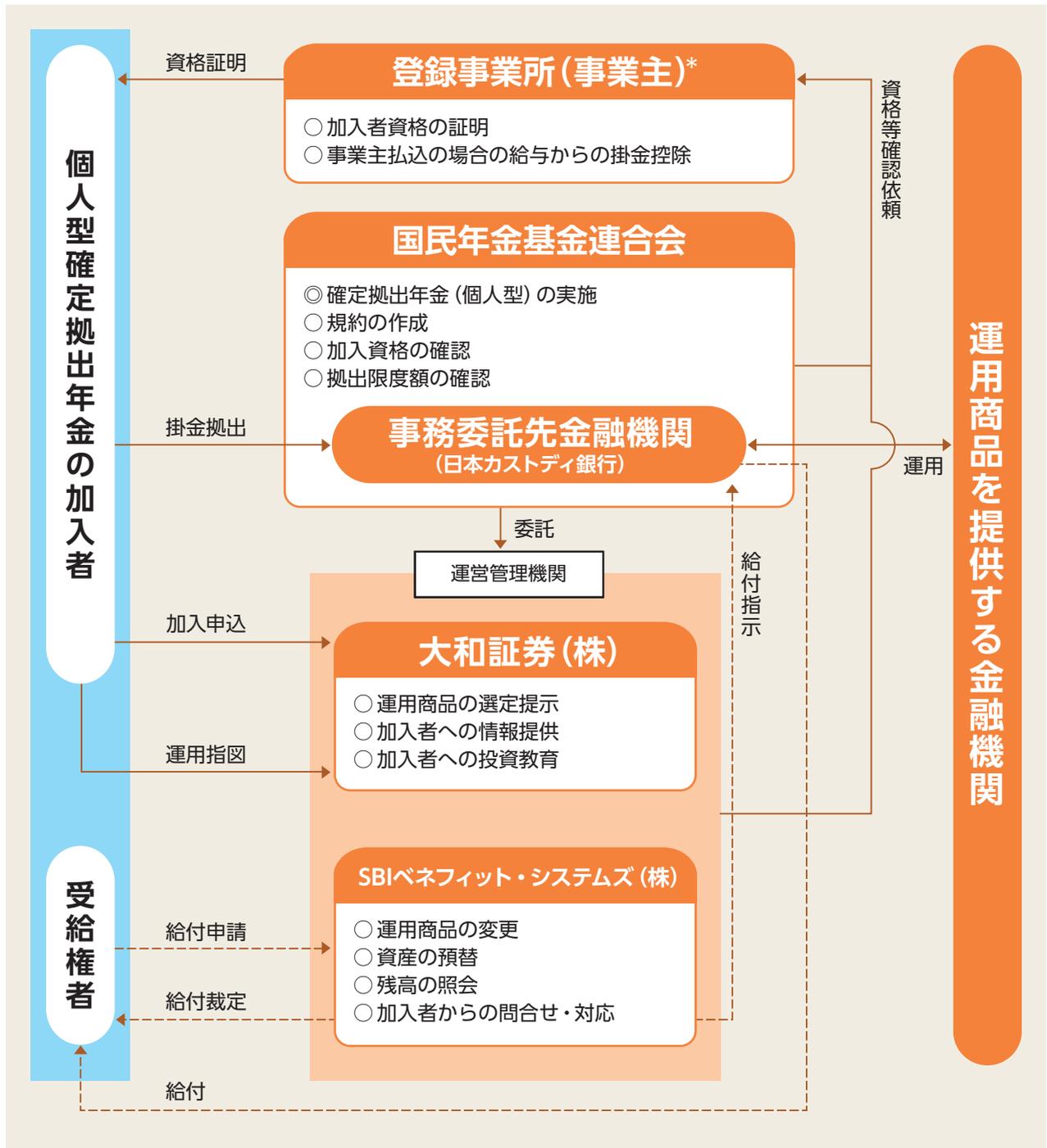
1. iDeCoは、**原則60歳まで資産を引き出すことができません。**
2. 資産の運用は加入者ご自身が行い、受け取る額は運用成績により変動します。(元本を保証する運用商品もあります。)
3. **拠出できる掛金には上限があります。**
4. **iDeCo加入時には初期手数料がかかり、別途定期的な手数料がかかります。**
5. 給付時には支払いごとに手数料がかかります。
6. 現在は凍結中ですが、**特別法人税\***がかかります。
7. 同時に二つ以上のiDeCoプランに加入することはできません。(運営管理機関を途中で変更することは可能です。)
8. **課税所得がない方(専業主婦等)は、拠出時の所得控除を受けることができません。**

\*企業年金の資産に対して課税される法人税。税率は法人住民税と合わせて1.173%であり現在は凍結中。凍結が解除された場合には、資産額に応じて課税される可能性があります。(確定拠出年金は特別法人税が課税されたことはありません。)

# 4 サポート体制

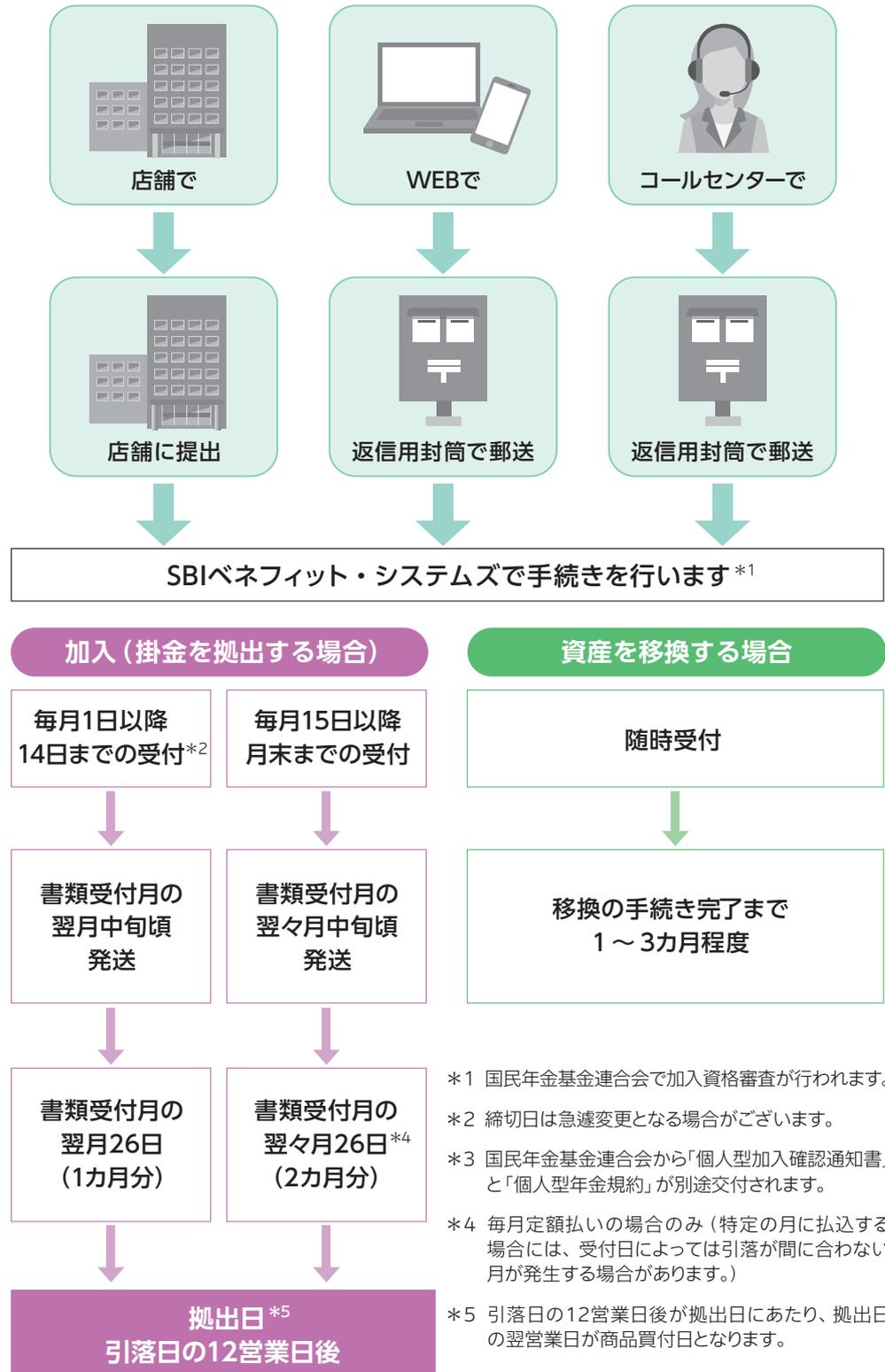
## iDeCoサポート体制

iDeCoは、国民年金基金連合会、運営管理機関や事務委託先金融機関といった複数の機関が関わって成り立つ制度となっています。運営管理機関が加入時から運用時そして将来の給付金の受給までしっかりサポートします。



\* 事業主払込の第2号加入者の場合

### 申込方法



第Ⅰ章 「よく知る」

第Ⅱ章 「はじめる」

第Ⅲ章 「ふやす」

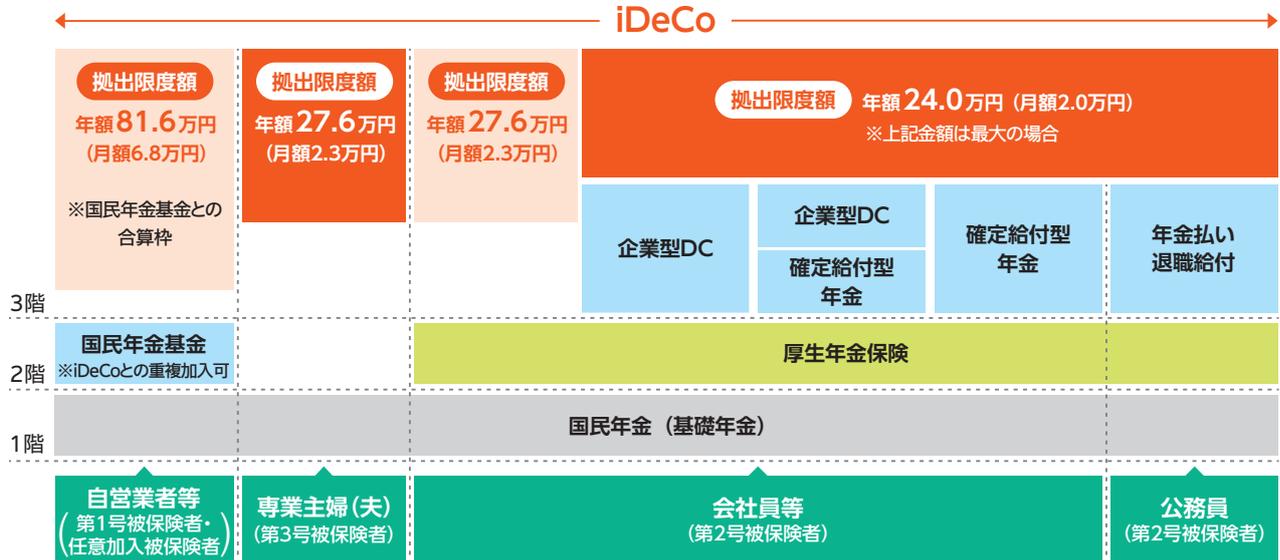
第Ⅳ章 「受け取る」

第Ⅴ章 「こんなときは」

## ② 利用する金額を決める

### ● 掛金の拠出額を決める

1 加入資格により、拠出の上限額が異なります。



※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額(仮想掛金額)を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行(令和6年12月1日)の際、現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出がiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

◆ 上図のように上限金額まで掛金の拠出が可能です。

◆ 毎月定額払いの場合、下限は5,000円からで、1,000円単位で利用金額を設定できます。

(第1号被保険者の方で、国民年金付加保険料または国民年金基金の掛金を納付されている方は、その額と毎月の掛金と合算して68,000円が上限となります)

◆ 毎月定額払いの他に特定の月にとりまとめて払込むこと(年単位拠出)も可能です。

→年単位拠出が可能な人は、事業主の拠出がない「国民年金第1号被保険者」、「企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない国民年金第2号被保険者」、「国民年金第3号被保険者」となります。

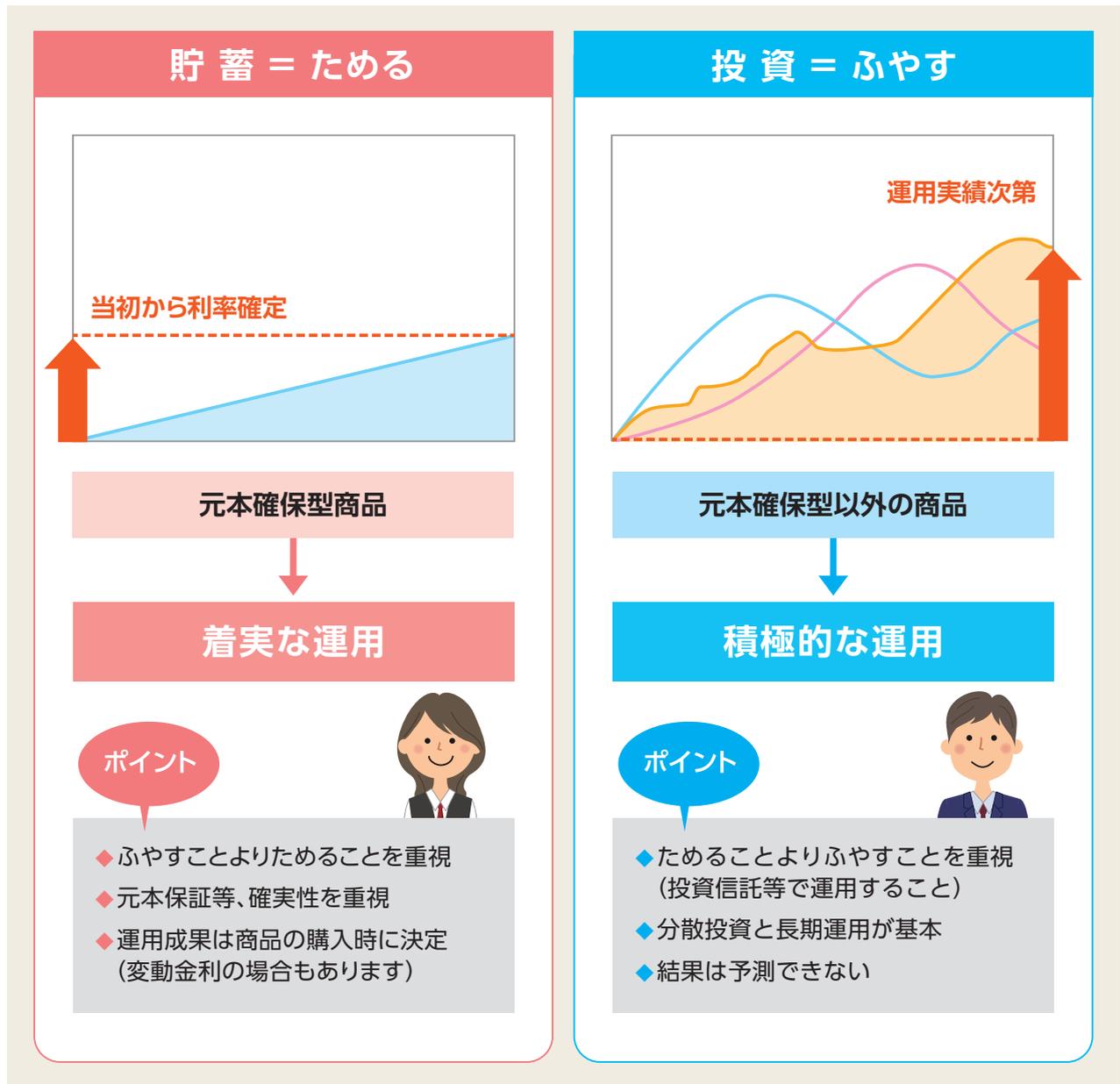
2 拠出の上限額を確認したら、公的年金の給付額を含めて、必要となる資産はどの程度かという目標金額を立て、拠出額を設定します。

# 3 運用する商品を選ぶ

## 🎯 「ためる」と「ふやす」

- 1 iDeCoの拠出金は、60歳で引出をするまで、ラインアップされた商品で運用をすることになります。どの商品で運用するか自分で決める必要がありますので、投資商品などあまり馴染みのない方は、この冊子がお役に立てば幸いです。
- 2 拠出金を「ためる」、「ふやす」ということをイメージしてください。iDeCoの運用商品は安全性を最重視した商品（元本確保型）と収益性重視（投資信託）のものに大別されます。運用商品の特徴を理解して、自分に合った商品の組み合わせを考えましょう。

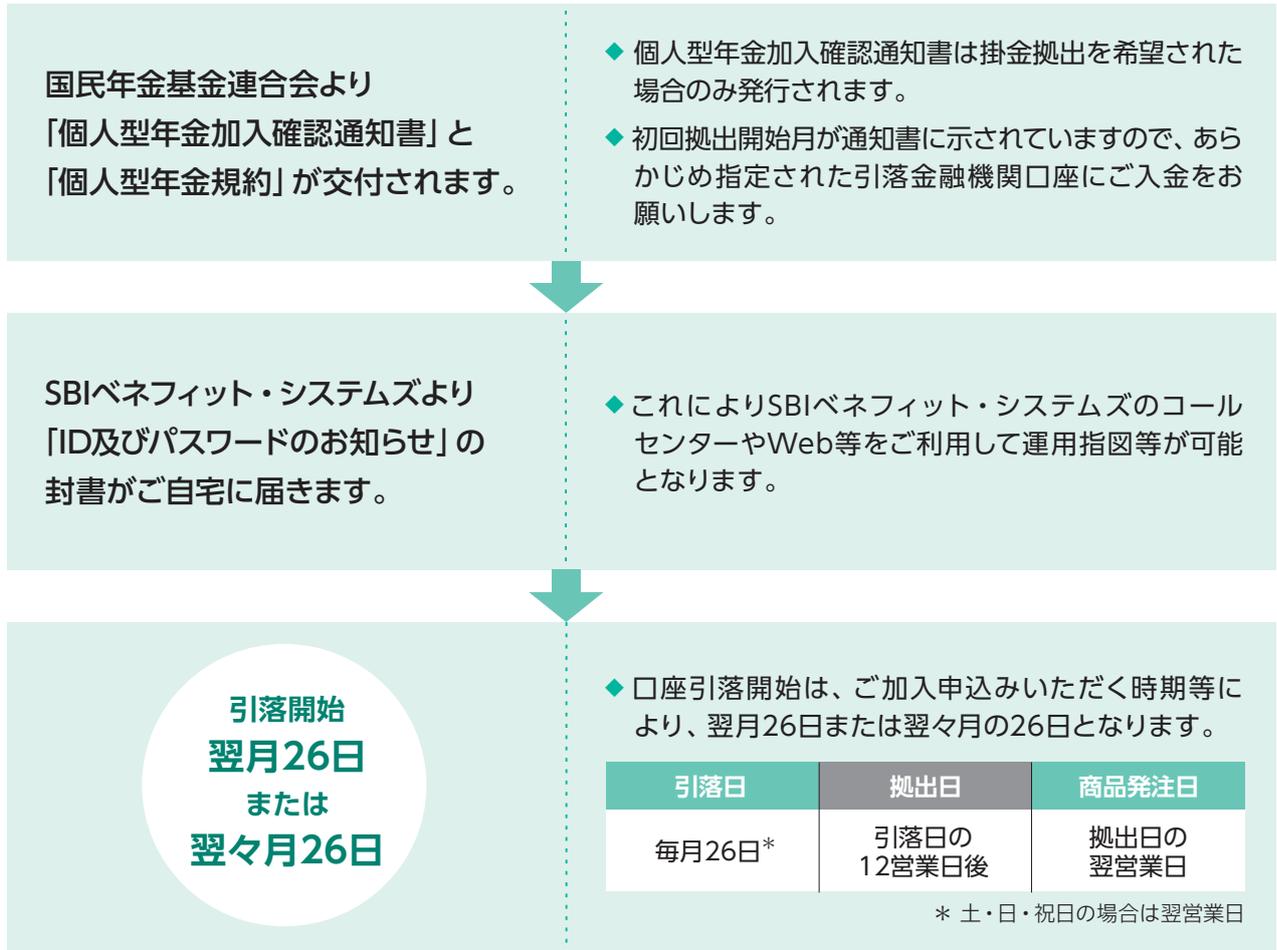
参照 ▶ 詳しくはP.11以降の第Ⅲ章「ふやす」



# 4 お手続きが完了したら

## 国民年金基金連合会で加入資格審査

ご提出いただいたお申込書類は、国民年金基金連合会へ回付され登録および加入資格審査が行われます。加入資格審査を終えますと…



### 個人払込と事業主払込の違い

第2号加入者(会社員・公務員)の方が掛金拠出するにあたり、個人払込と事業主払込の違いは下表の通りです。仮にお勤め先で「事業主払込」を採用していても、ご本人の希望で「個人払込」(銀行口座からの自動引落)とすることが可能です。

積立方法 (掛金の拠出方法)	個人払込	事業主払込
概要	加入者が個人で払い込み	加入者の給与から控除して事業主が払い込み
引落銀行口座	本人名義口座	事業主名義口座
払込証明	小規模企業共済等掛金払込証明書 (個人宛に発行)	個人型掛金引落結果通知書 (事業主宛に発行)
手続き	確定申告または年末調整*	源泉徴収
所得控除の種類	小規模企業共済等掛金控除	

\* 第2号被保険者の場合、小規模企業共済等掛金払込証明書を事業主に提出することにより、年末調整を行うことも可能です。

第I章 「よく知る」  
第II章 「はじめの」  
第III章 「ふやす」  
第IV章 「受け取る」  
第V章 「こんなときは」

### 元本確保型商品とは

**満期時に元本が確保される**安全性の高い商品です。満期を迎えると自動更新されます。購入時の利率が適用されますから、毎月の拠出金で買う場合は、同じ商品であっても満期や利率の違うものを何本も持つことになります。



### 預替え時や中途解約時の留意点

定期預金は、預替え時や中途解約時に、適用利率よりも低い中途解約利率が適用されます。このため満期まで保有した場合より受取利息額が減少します。ただし、元本を下回ることはありません。



### セーフティネット

万一商品提供会社が破綻した場合、一定の範囲で保護・補償されます。この仕組みをセーフティネットといいます。

預金保険制度の範囲内、すなわち元本**1,000万円**とその利息が保護されます。

右図の例では、確定拠出年金とその他の預金で同一の銀行のものを保有している場合、その他の預金が優先して保護され、その次に確定拠出年金の資産が保護されることを示しています。

≪預貯金のセーフティネット(ペイオフ)≫



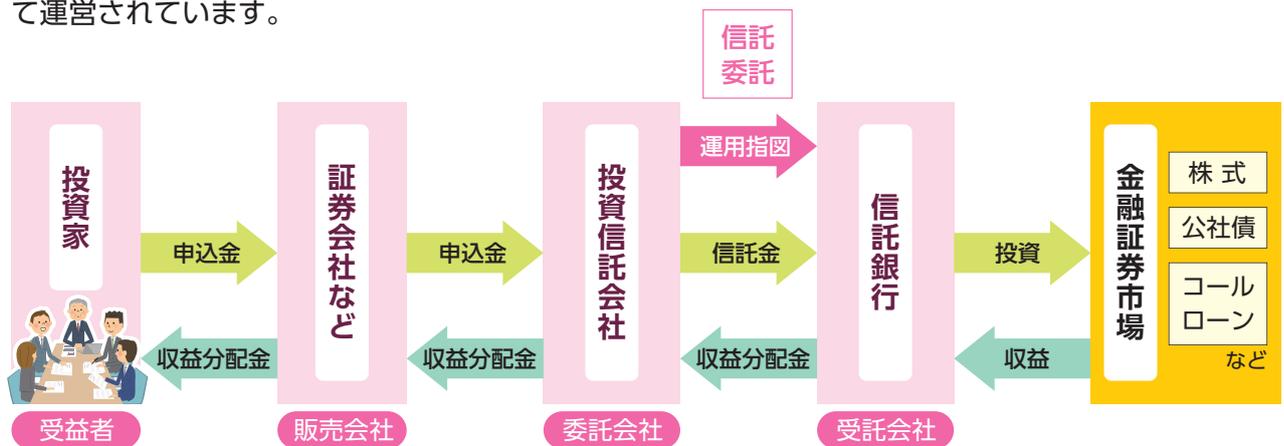
## ② 投資信託 (元本が確保されていない商品)

### 投資信託とは

投資信託の運用成績は実績によるもので、元本が確保されているものではありません。運用実績によっては元本を下回る可能性があります。

#### 投資信託の仕組み

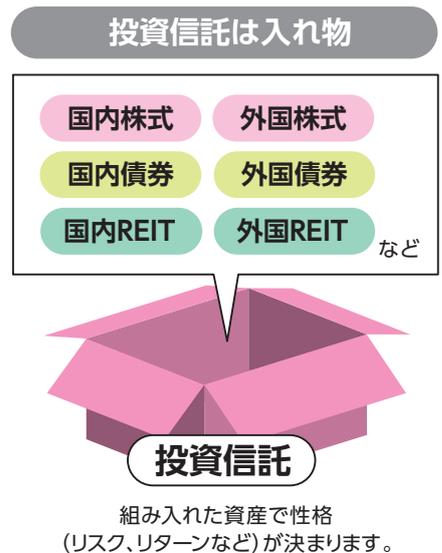
投資信託は投資信託会社でつくり、証券会社、銀行等の販売会社を通じて販売されます。多くの投資家から集められた資金は、販売、運用、保管・管理をそれぞれ専門の機関が役割を分担して運営されています。



#### 投資信託の特徴

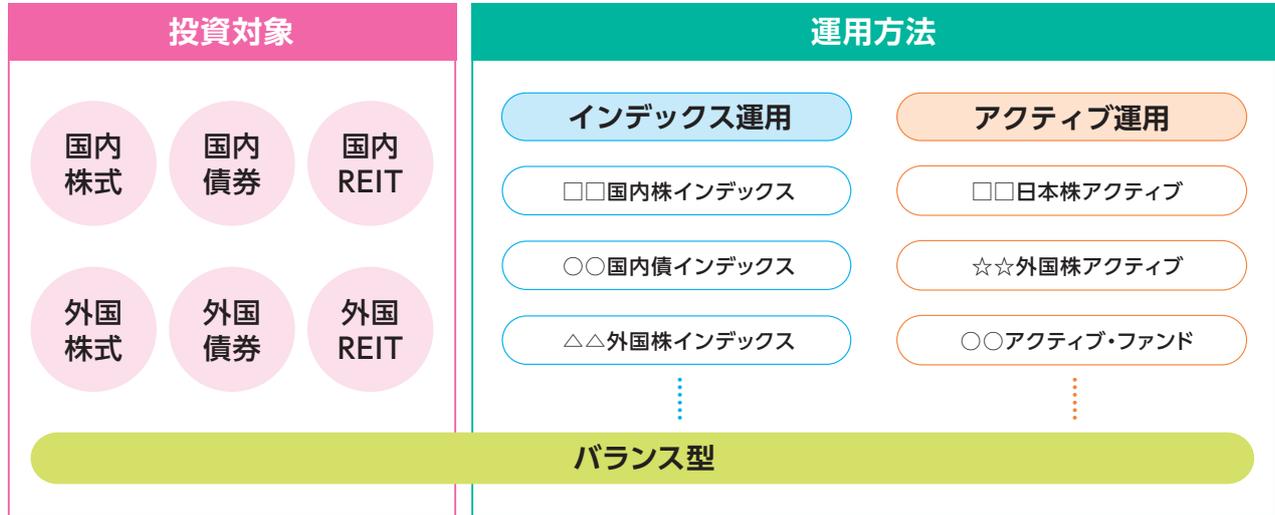
投資信託は異なる金融商品を複数組み合わせるため、組み入れる銘柄によって、さまざまなタイプのものがあります。

- ① 株式や債券など値動きのある商品で運用するため、**元本の保証はありません。**
- ② さまざまな運用商品に**分散して投資するため、リスクが軽減されます。**
- ③ 資産運用の**専門家が調査・分析を行って運用します。**
- ④ 多くの投資家の資金をまとめて運用するため、**少額の資金でも大口資金と同じような高度な運用が可能です。**
- ⑤ **運用資産は信託銀行で分別管理されます。**

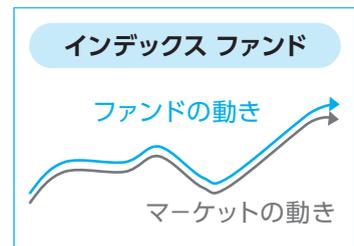


## 投資信託の分類

投資信託は、投資対象や運用方法によって次のように分類することができます。



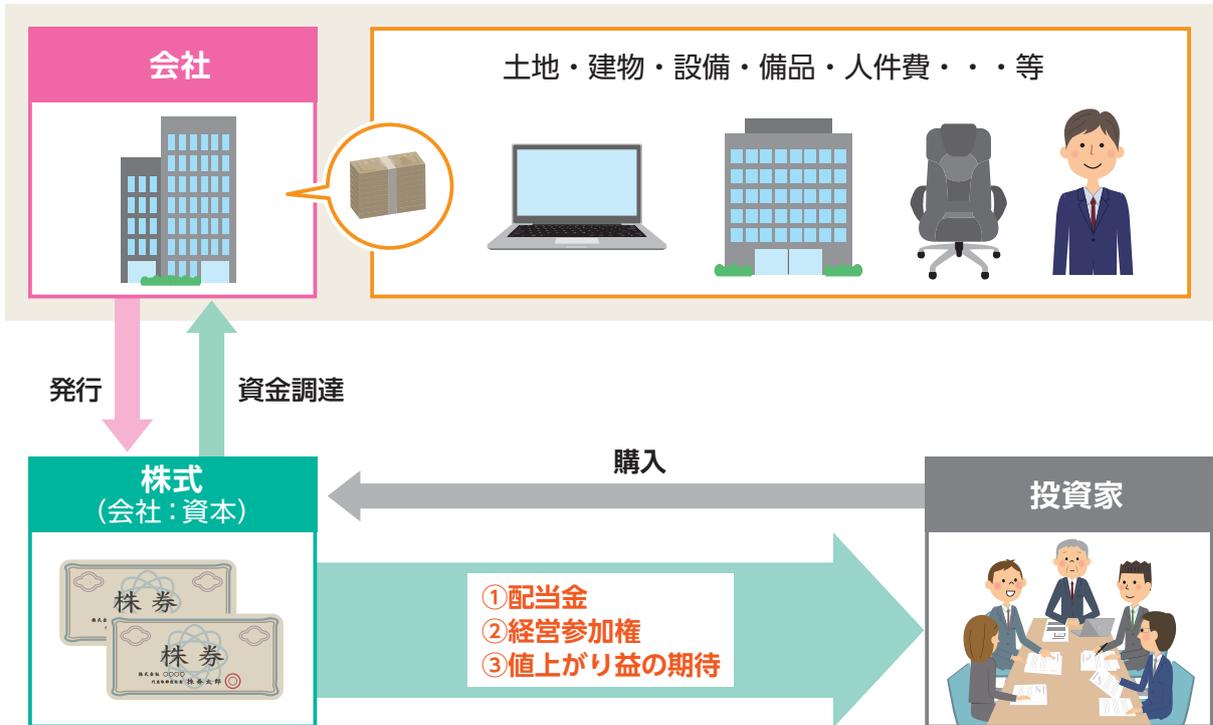
<b>投資対象による分類</b>	投資対象地域 (国内・海外・内外) による分類や投資対象資産 (株式・債券・REIT等) による分類等。	
<b>運用方法による分類</b>	インデックス運用	東証株価指数 (TOPIX) 等のマーケットの動きを代表する指標 (ベンチマーク) に連動する運用成果を目標とする運用方法。
	アクティブ運用	マーケットの動きを上回る運用成果を目標とし、独自の予測や手法を駆使して行う運用方法。
<b>バランス型</b>	国内外の株式、債券、REITなど複数の資産に分散投資する投資信託。専門家 (運用会社) が定期的に資産配分のメンテナンスを行います。	



## 投資信託に関わる金融商品の性格

### ○ 株式

株式会社が資金を出資した人に対して発行する有価証券のことです。



### ○ 債券

国や地方自治体、企業などが資金を借り入れる為に発行する一種の借用証書のことです。



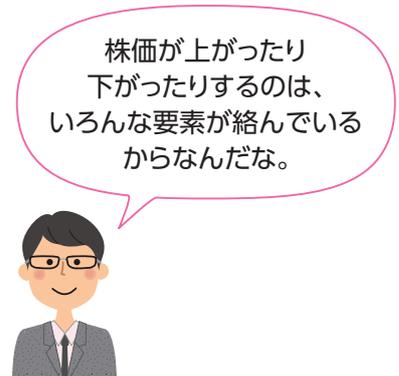
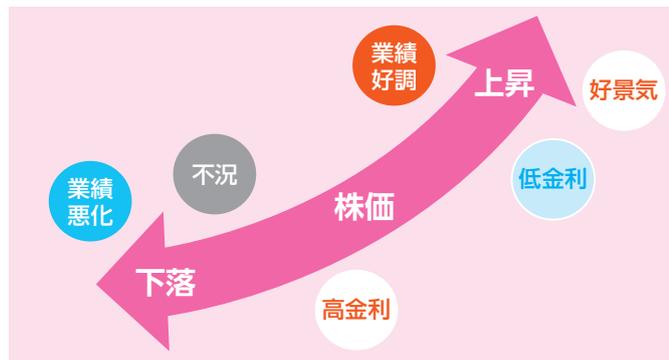
#### 特徴

- ◆ 満期があり、満期になれば額面金額が戻ってくる
- ◆ 毎年利息が受け取れる
- ◆ 満期前でも売却可能 → **売買価格**

## 株式と債券の値動きに関するセオリー\*

### 株式に影響を与える要因

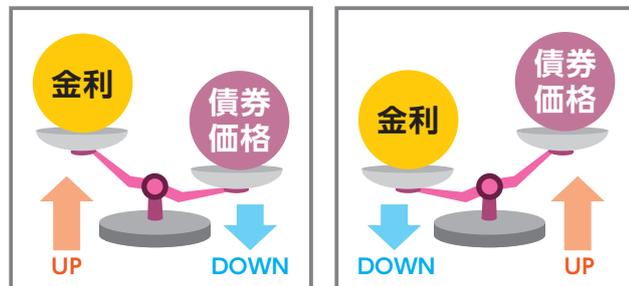
株式に影響を与える要因として、企業の業績・景気・金利などがありますが、これらの他に、株式には需給関係、人気度等さまざまな変動要因が影響します。



	要因		値動き	要因		値動き
株式	景気がよい		値上がり	景気が悪い		値下がり
債券	景気がよい	金利上昇	値下がり	景気が悪い	金利低下	値上がり

### 債券価格と金利の関係

債券の価格は、金利が上がると下がり、金利が下がると上がる関係にあります。



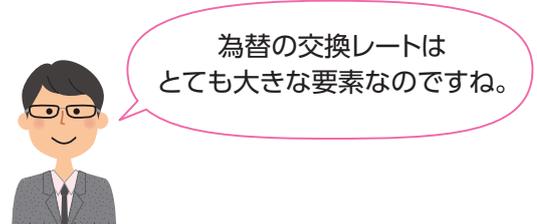
\* あくまで傾向であり、必ずしも上記のとおりとならない場合もあります。

## ○ 為替の影響

日本企業が企業活動を行うにあたり、外国為替相場の動向は業績を左右する大きな要因です。一般に円安は輸出会社の業績向上に寄与し、円高は輸入会社の業績向上に寄与します。



外国為替相場は海外資産の日本での価額にも影響を与えます。



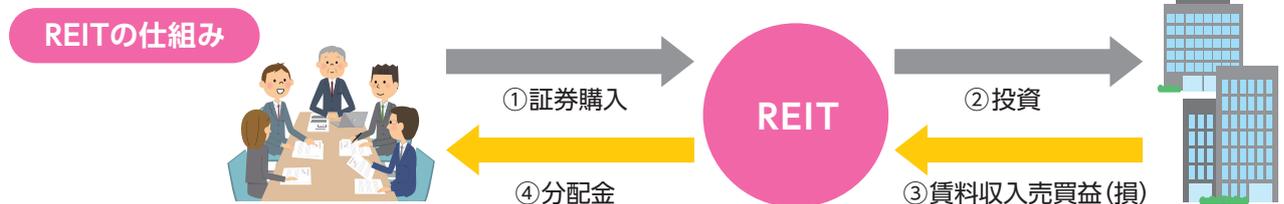
- ◆ 海外資産には、現地(外国)での資産の値動きとその国の外国為替相場の変動が、資産価値に影響します。現地で資産価値が上昇していても、円換算すると思ったほどの資産になっていない場合があります。

円/USドル	円換算価額	円安	円/USドル	円換算価額
140円	140,000円	↑ 円高	140円	168,000円
120円	120,000円		120円	144,000円
100円	100,000円		100円	120,000円

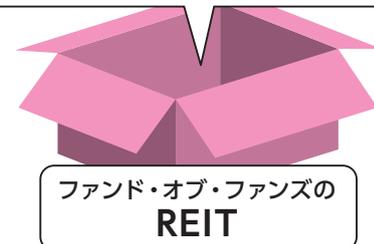
## ● 不動産投資信託 (REIT) の性格

### ○ REIT (リート)

REITとは不動産投資信託のことです。(Real Estate Investment Trust の略) 多くの投資家から集めた資金でオフィスビルやマンションなどの不動産を保有し、そのテナント料や家賃を収益源として投資家に分配します。



- ◆ REITは株式と同様に証券取引所に上場され、時価で売買されています。
- ◆ 確定拠出年金で扱うREIT商品は、各種のREITを集めてひとつの投資信託商品として作られたファンド・オブ・ファンズ (投資信託に投資する投資信託) です。



# ③ リスクとリターンの関係を理解する

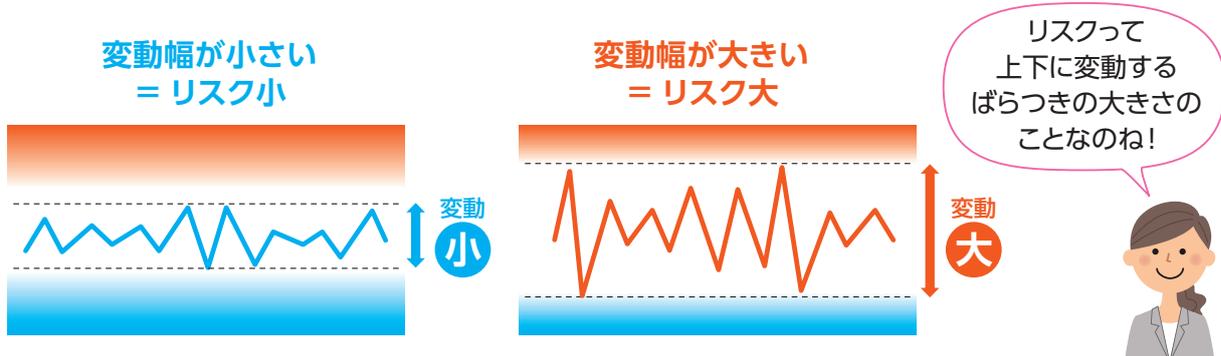
## リターンとは

投資した金額に対してどの程度の収益を得られたかをいいます。



## リスクとは

資産運用における「リスク」とは、危険という意味ではなく、プラスやマイナスを含んだリターンの変動幅のことをいいます。

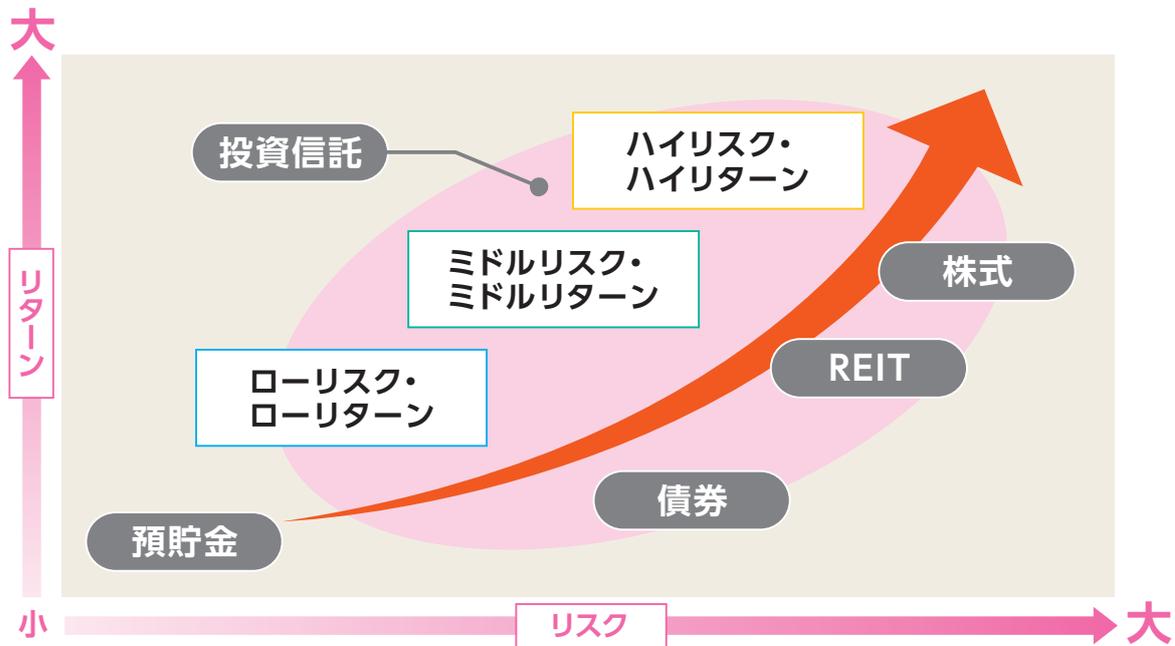


価格変動リスク	さまざまな要因により株式や債券などの価格が変動することです。
金利リスク	景気などにより市中金利が変動し、それにより運用商品の価格が変動することです。
為替リスク	外国の株式や債券等に投資する場合、為替相場の変動により円に換算した際、資産価値が増減することです。
信用リスク	株式や債券を発行している企業の業績不振や破綻などによってその元本が戻ってこなかったり、利息や配当が支払われなくなる可能性のことです。
インフレリスク	物価の上昇によってお金の価値が下がる可能性のことをいいます。例えば物価の上昇率が預金などの利率を上回れば、お金の実質的な価値が下がることになります。

※ インフレリスクは価格変動リスクではありません。

## リスクとリターンの関係

リスクとリターンの関係は表裏の関係にあります。つまり、リターンが大きい運用商品はリスクも大きくなり、リスクが小さい運用商品はリターンも小さくなります。



### リスクとリターンの関係をよく理解して運用しましょう。

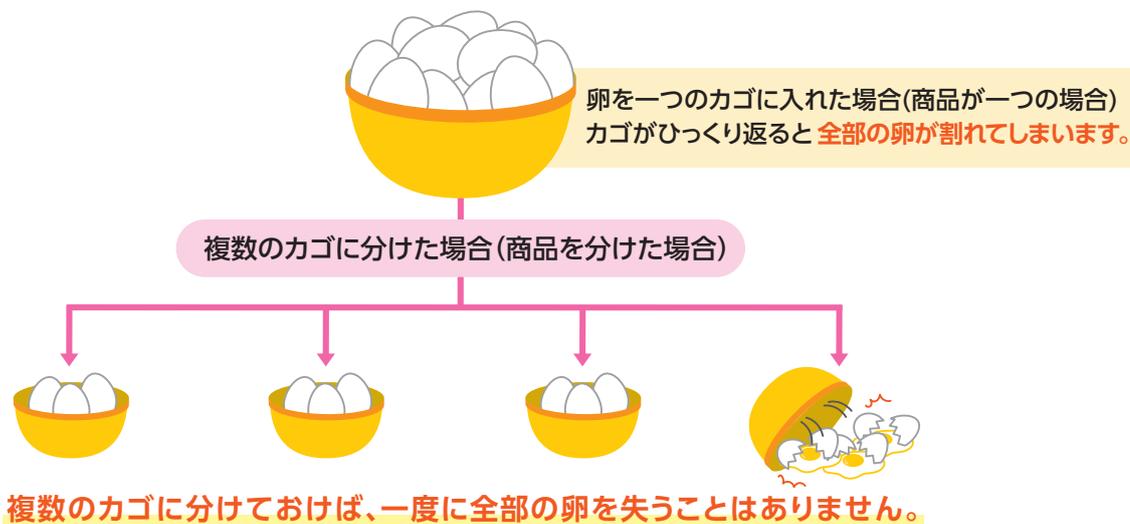
- ◆ リターンを求めるあまり、ハイリスク・ハイリターン商品に偏ると運用がうまくいかなかった場合に「値下がり」する可能性があります。
- ◆ 逆に安全性を重視し過ぎてローリスク商品ばかりに偏ると、リターンが限られて、物価上昇率すら下回り、実質的に運用資産が目減りすることにもなりかねません。
- ◆ 目標としたいリターンやどこまでリスクを負えるか、人それぞれ考え方が違います。リスクとリターンの関係を理解し、自分にあった運用商品を選択しましょう。



そっかあ、  
リターンが大きくて  
リスクが小さい商品  
なんてないんだね。

# 4 リスクを軽減する方法 (資産の分散)

## 分散投資 (資産の分散)



商品を適切に分散し、  
バランスの良い組み合わせを考えてみましょう。

- ◆ 投資には、「一つのカゴに卵を盛るな」という格言があります。
- ◆ 「資産の分散」・・・一つの商品に集中しないで、複数の種類に分散して投資すれば、リスクが分散され、リターンの安定度が増す効果があります。
- ◆ 「地域の分散」・・・投資先の地域を限定することは、必ずしも好ましくはありません。国際分散投資を行うことで、より安定的に世界経済の成長の果実を得ることが期待できます。

### 資産の分散

特徴の異なる複数の商品を組み合わせる



### 地域の分散

複数の地域や通貨を組み合わせる

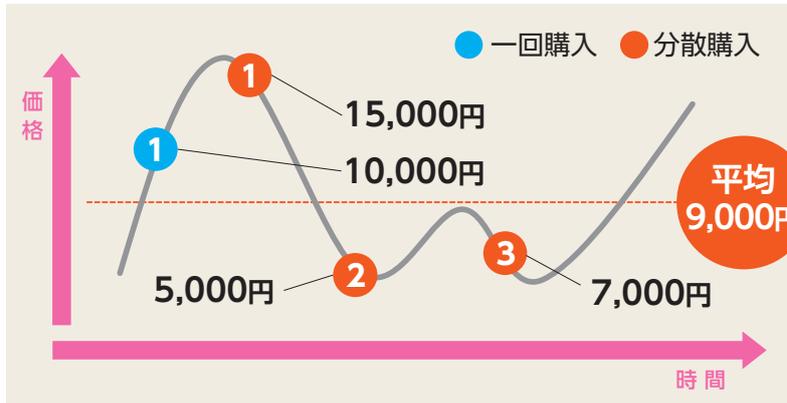


# 5 リスクを軽減する方法 (時間の分散)

## 分散投資 (時間の分散)

値動きのある運用商品は一時期に買うと、高い値段のときに買ってしまうことにもなりかねません。一方、買うタイミングを分ければ、このようなリスクが小さくなります。

困ったなあ  
高い値段で  
買ったよ。  
とほほ…。

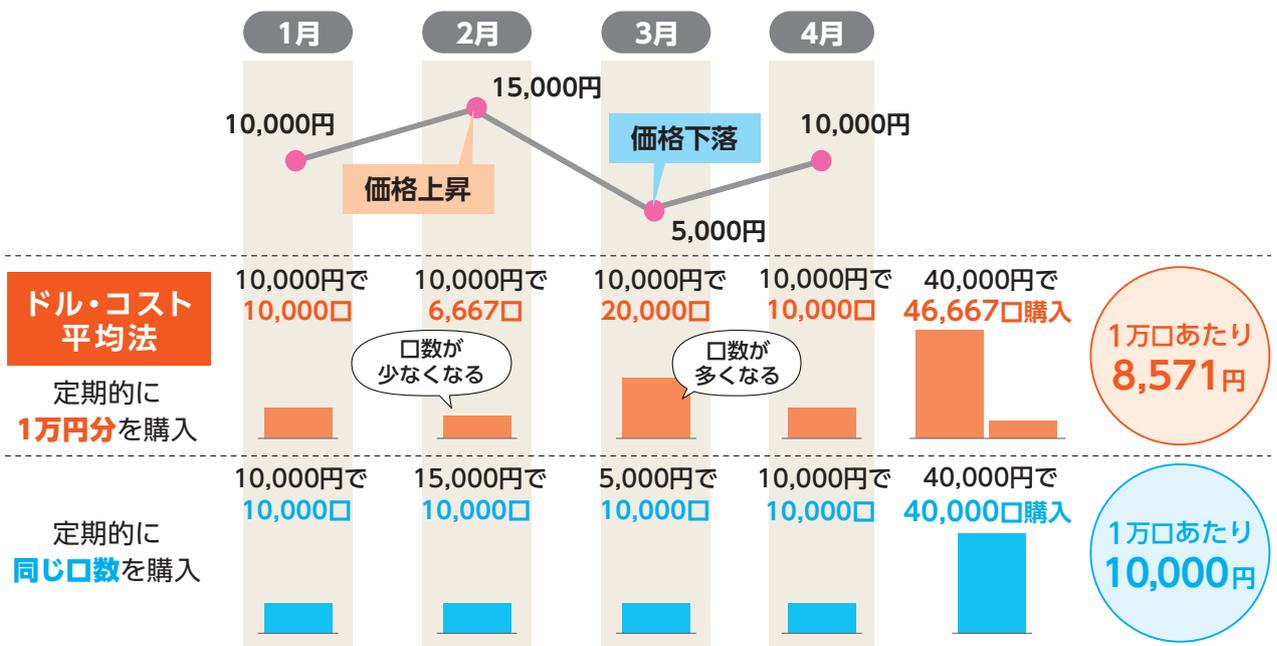


3回に分けて  
買ったから、  
まずまずの値段で  
買えたわ。



## 定額購入法 (ドル・コスト平均法)

定期的に一定額を投資する方法です。この方法では、価格が安ければその分たくさん買え、価格が高ければ少なく買うことになります。下表のように、一定量で購入する場合と比較すると、平均購入単価を低くすることができます。



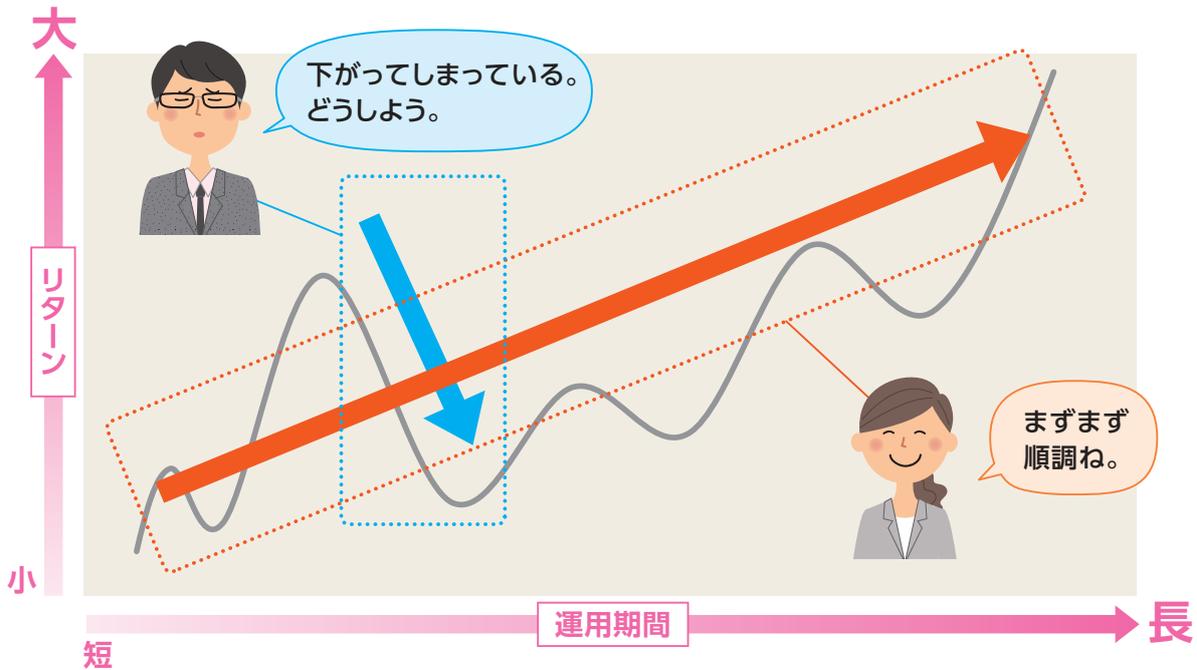
※ 運用商品の価格が、上昇または下落し続ける場合、本来の効果が得られません。

iDeCoは一定の掛金を長期間にわたり拠出し投資するため、分散投資 (時間の分散) や定額購入法といったリスク軽減が自動的に行われているとすることができます。

# 6 リスクを軽減する方法 (長期保有)

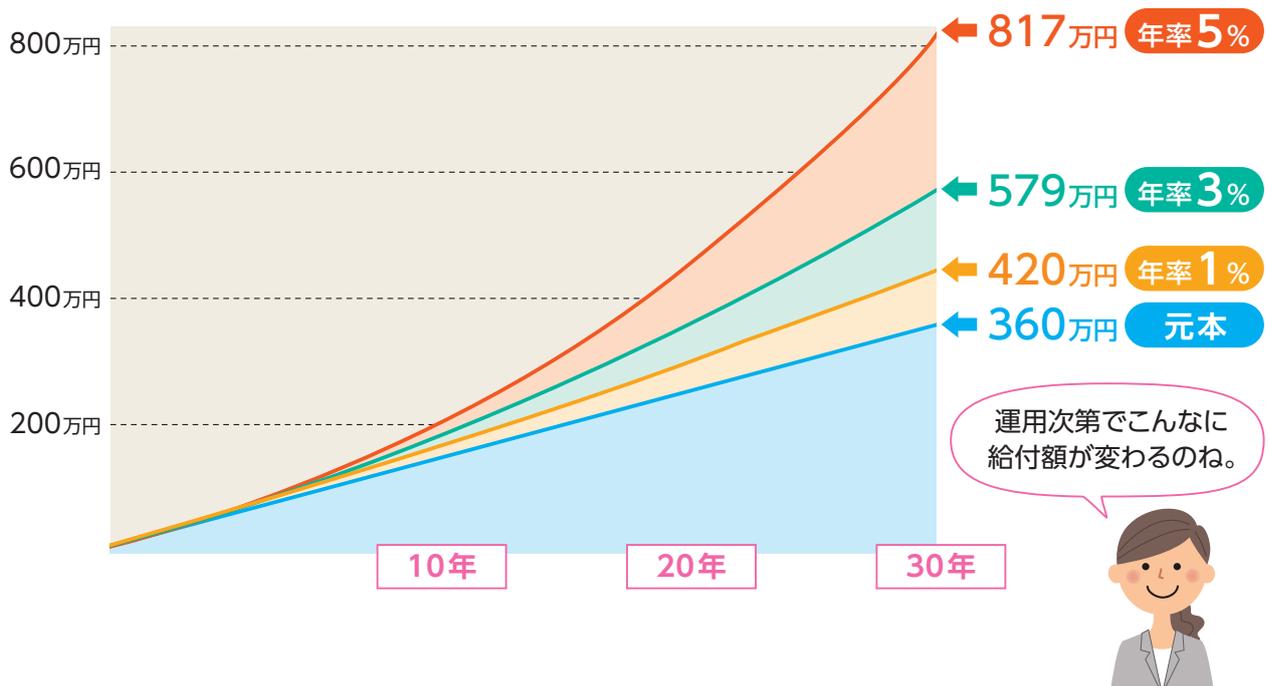
## 長期保有

金融市場は、短期的に大きく変動することがありますが、保有期間が長くなるほど、こうしたバラツキがなだらかになり、リターンが安定化する傾向があります。  
また、資産を長期で保有するほど、「複利」効果を多く享受することができます。



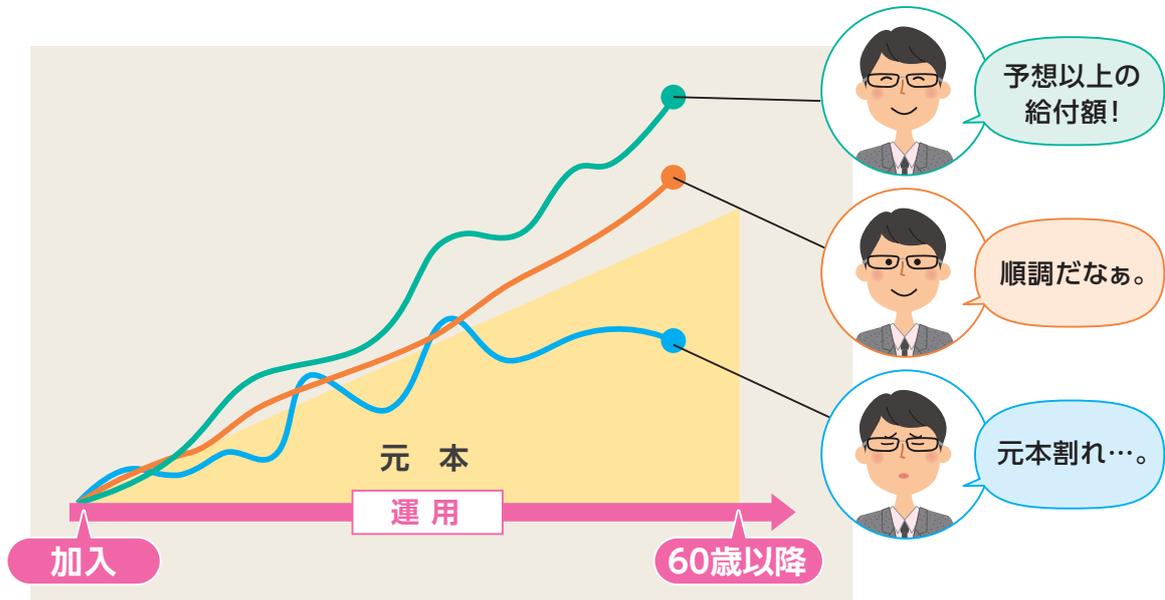
### 運用利率別の給付額イメージ

例 毎月1万円を拠出し、年率（複利）1%、3%、5%で30年間運用した場合



# 7 資産運用次第で将来の給付額に大きな差も

資産分散、時間分散、長期投資を活用しながら、さまざまな税制メリットを生かして、年金資産を増やしていきましょう。



確定拠出年金とは、会社や加入者が拠出した掛金を、加入者が自らの判断で運用し、運用結果に基づいて老後に年金を受け取る制度です。

そのため、金融商品に関する知識や資産運用に関する知識を身につけ、定期的に資産状況を把握し、見直しを行うなど、適切に資産運用を行うことが大切です。

個人で資産管理ができるのだから、資産内容は把握できるのね。それならしっかり勉強しないと。

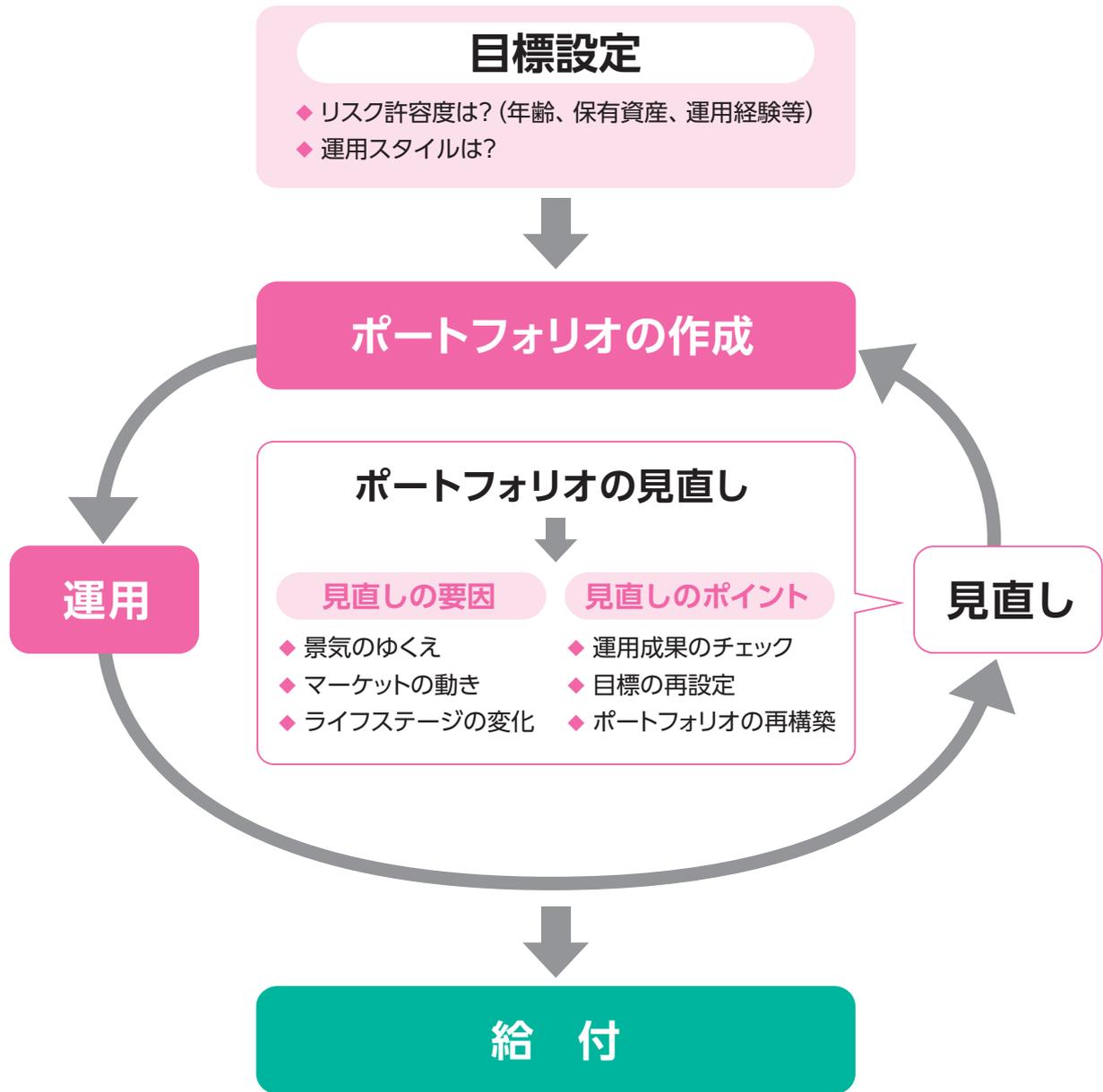


# 8 運用資産の見直し

## 📍 ポートフォリオを見直しましょう

運用商品の組み合わせのことをポートフォリオといいます。資産運用を開始した後も運用環境、年齢や目標の変化に合わせて、適宜、ポートフォリオを見直すことが大切です。

### 運用開始から給付までのポートフォリオ構築の流れ



### Plan-Do-Check-Action

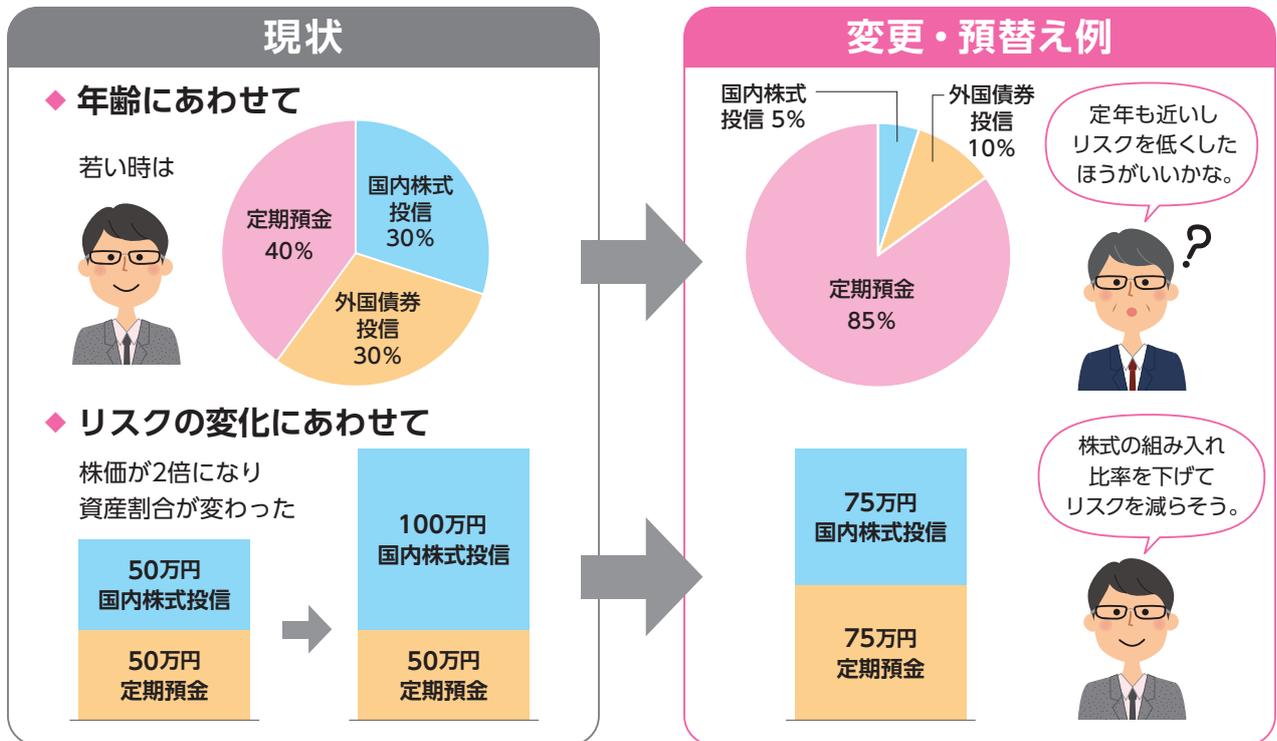
物事をやり遂げるには、まず計画し (Plan)、実行し (Do)、見直して (Check)、必要な対応 (Action) をすること。資産運用も同じです。「ほったらかし」はいけません。こうして「お金」の面倒を見てあげることが「ふやす」ことの必要条件なのかもしれません。

# ポートフォリオの見直し例

リスクをどの程度負うことができるかを「リスク許容度」といいます。リターンは大きいほうがよいのですが、自分のリスク許容度との見合いで、資産配分を考えましょう。

リスク許容度を測る主な要因	低	リスク許容度	高
① 退職までの期間	短い		長い
② 資産額	少ない		多い
③ 運用経験	浅い		豊富
④ 投資姿勢	消極的		積極的
⋮			⋮

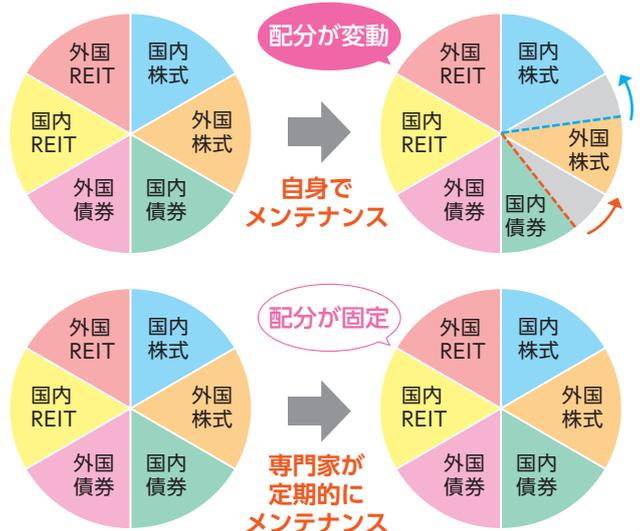
さまざまな環境の変化にあわせて、運用割合の変更や運用商品の預替えを考えましょう。



## 資産配分のバランスが変化したときの対応方法

個別の商品を組み合わせて運用しているときは、資産配分が変化していきます。増えた資産を売却して減った資産を購入する**メンテナンス(リバランスといえます)**は基本のご自身で行う必要があります。

なお、バランス・ファンドは専門家(運用会社)が定期的に資産配分のメンテナンスを行います。つまり、ご自身でのメンテナンスを行わなくても、当初想定した資産配分が固定される仕組みになっています。

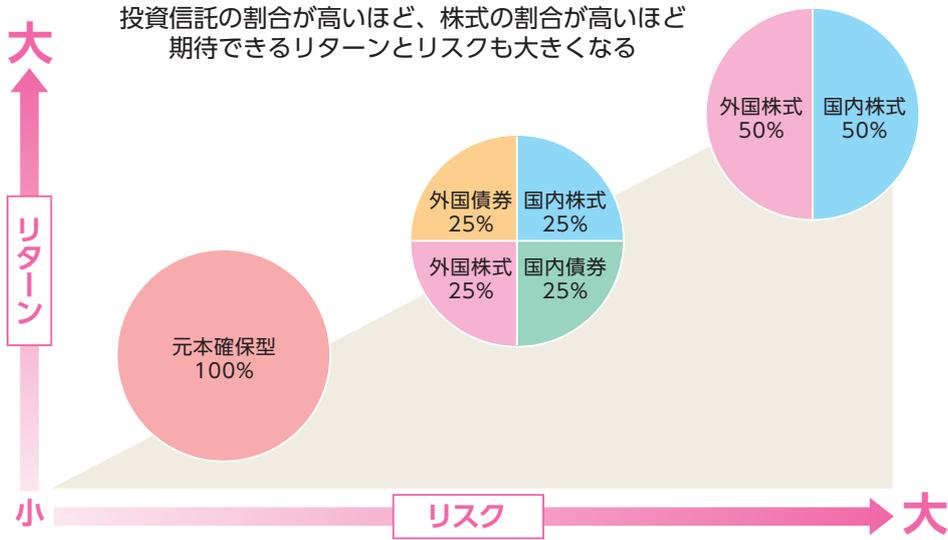


# 9 資産配分と分散投資

## 資産配分の例

第I章 「よく知る」

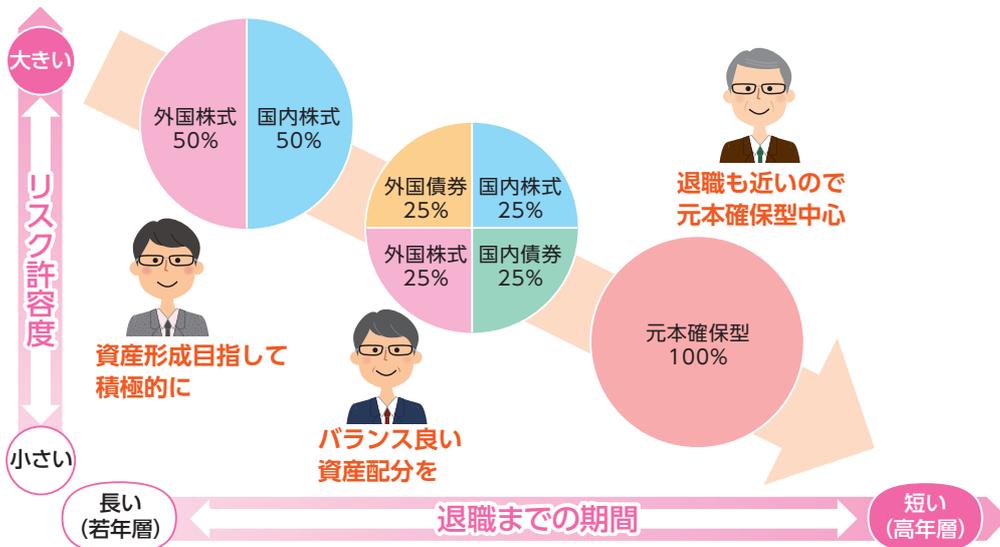
第II章 「はじめの」



## 退職までの年数に応じて見直す例

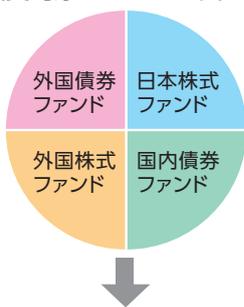
第III章 「ふやす」

第IV章 「受け取る」



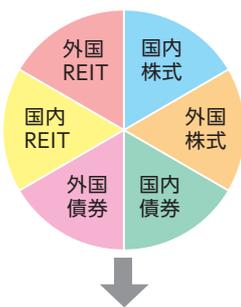
## 分散効果の高い例

投資対象がそれぞれ異なる



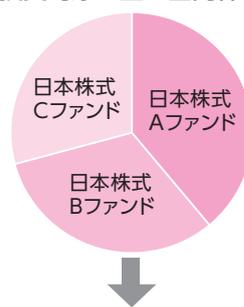
リスク・リターン特性の異なる商品に投資

バランス・ファンド



## 分散効果の低い例

投資対象が全て国内株式



類似したリスク・リターン特性の商品に投資

第V章 「こんなときは」

# 10 Web等のサービスのご利用にあたって

## ご注意事項

SBIベネフィット・システムズから封書が届きますのでご確認ください。

加入者の方	[ID及びパスワードのお知らせ]
運用指図者	

※「ID及びパスワードのお知らせ」にメールアドレスの登録方法等の説明がありますので、記載内容に従ってお手続きください。  
 ※パスワードを失念された場合には再発行のお手続きが必要です。

## 主なサービス

Web (インターネット) サービス	ダイワのiDeCoサイト	<a href="https://www.daiwa.jp/lp_dc/ideco/">https://www.daiwa.jp/lp_dc/ideco/</a>
	SBIベネフィット・システムズ加入者サイト	<a href="https://www.benefit401k.com/customer">https://www.benefit401k.com/customer</a>
コールセンター (電話)サービス	ご加入前のお問合わせ等 (ダイワ年金クラブ・コールセンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人型年金制度全般およびダイワのiDeCoに関するお問合わせ</li> <li>ダイワのiDeCoへの加入、移換および運営管理機関変更に関する資料の申込み</li> </ul> <p> <b>0120-396-401</b> ※携帯電話、PHSからもご利用になれます。 9:00~20:00/平日 9:00~17:00/土・日(祝日を除く)</p>
	ご加入後の各種お問合わせ・届出等 (SBIベネフィット・システムズ・コールセンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更、掛金額変更等の各種変更届の受付</li> </ul> <p> <b>0800-123-9401</b> (左記が繋がらない場合は、050-3133-4864) 10:00~18:00/月~金(土日・祝日、年末年始を除く)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用商品の情報提供に関するお問合わせ</li> <li>加入者サイトに関するお問合わせ</li> <li>個人別管理資産の記録(残高・履歴)の管理に関するお問合わせ</li> <li>個人別管理資産の運用指図に関するお問合わせ</li> <li>給付の請求に関するお問合わせ</li> <li>還付に関するお問合わせ</li> </ul> <p> <b>0120-652-401</b> (左記が繋がらない場合は、03-6435-5522) 10:00~18:00/月~土※(日・祝日、年末年始を除く) ※土曜日は加入者サイトに関するお問合わせを承ります。</p>	
お取引明細	毎年1回、3月末現在の資産状況、お取引の状況等を記した書面を電子交付いたします。(SBIベネフィット・システムズ加入者サイトからダウンロード可能です)。	

## サービス利用時間

Web(インターネット)サービス	24時間ご利用可能です。
ダイワ年金クラブ・コールセンター	平日 9:00~20:00 土・日 9:00~17:00(祝日を除く)
SBIベネフィット・システムズ・コールセンター	月~土 10:00~18:00(祝日を除く)

※ 年末年始・5月の連休は除きます。  
 ※ システムメンテナンス時を除きます。

# 11 運用商品の変更 (売却して別商品を購入)

## スイッチング〔預替 (あずけかえ)〕

加入者

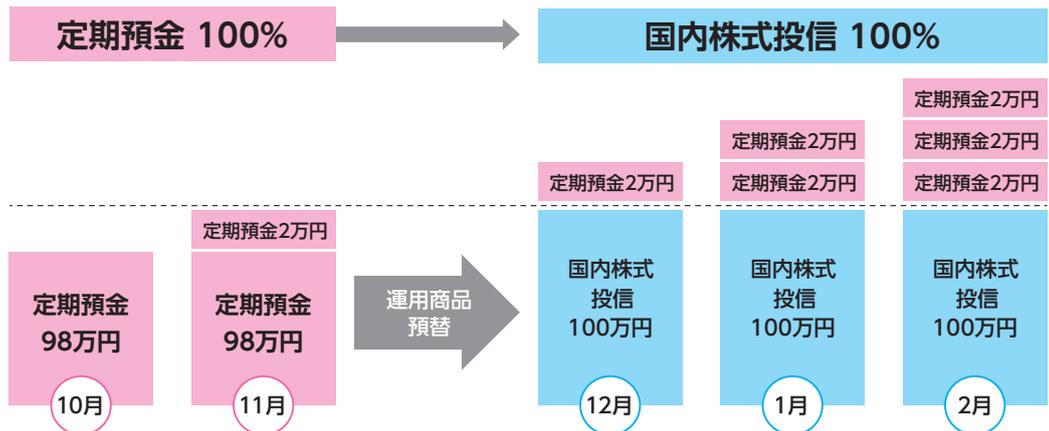
運用指図者

### ○ 運用商品預替とは

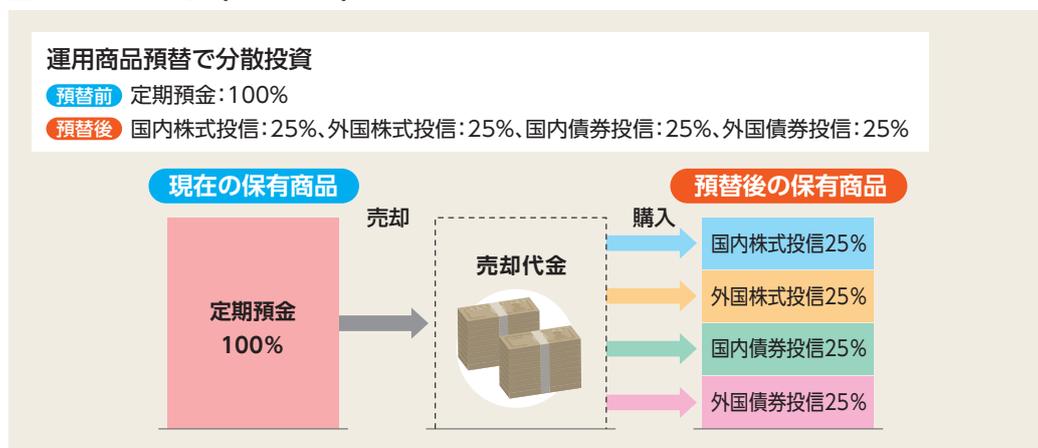
今持っている (すでに購入済みの) 運用商品を売却 (解約) し、別の商品を購入することです。

※ 毎月の掛金で購入する商品は含まれません。

インターネット	24時間 (0:00~4:00は不可)
電話 (オペレーター)	月~土 10:00~18:00 (祝日を除く)



### ■ スイッチング (イメージ)



### ○ 「スイッチング」のスケジュール (例)

	第1営業日	第2営業日	第3営業日	第4営業日	第5営業日	第6営業日	第7営業日	第8営業日	第9営業日
売却 国内商品投信	WEB操作日	運用指図/ 約定日			受渡日				
購入 国内商品投信					約定日			受渡日	

■ WEB操作日: 加入者が発注を行う日 ■ 運用指図: 運営管理機関が商品販売会社に対し運用指図を行う日  
■ 約定日: 当該運用指図の解約価額が設定される日 (当該購入または売却の基準価額の決定日) ■ 受渡日: 当該運用指図の決裁が行われる日

#### ご注意ください

- ◆ 約定日に売買する値段が決まります。
- ◆ 市場が休場の場合等、スケジュールが異なる場合があります。
- ◆ 預金は約定日の条件が適用されます。
- ◆ 購入完了までは、Webの残高表示に反映されない期間があります。

※ 上記スケジュールは標準的な例であり、商品によって異なる場合がありますので、ご注意ください。



### ● 給付金について

将来の受取（給付金）は、老齢給付金、障害給付金と死亡一時金の3種類です。

**老齢給付金**（年金または一時金）

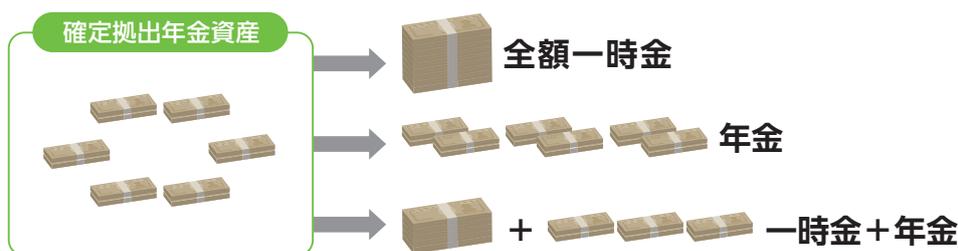
**障害給付金**（年金または一時金）

**死亡一時金**

**1** 通算加入者等期間\*が10年以上の方は60歳から受給できますが、10年未満の場合は、通算加入者等期間によって、受給できる年齢は異なります。通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金を請求することができます。

通算加入者等期間	10年以上	8年以上 10年未満	6年以上 8年未満	4年以上 6年未満	2年以上 4年未満	1ヶ月以上 2年未満
受給開始年齢	60歳から	61歳から	62歳から	63歳から	64歳から	65歳から

\*「通算加入者等期間」とは、60歳時点での確定拠出年金に加入していた期間です。加入前の他制度（例えば厚生年金基金など）から資産を移換された方は、その制度の期間を合算した期間となります。



- ◆ 受取方法は、「全額一時金」、「年金」、「一時金+年金」の3種類があります。
- ◆ 通算加入者等期間に応じて、受給権を取得されたときに、SBIベネフィット・システムズから案内文書が郵送されます。
- ◆ 給付を受け取るには運営管理機関に申請（これを裁定請求といいます）しますが、受給権を得た後、遅くとも75歳までに受給を開始しなければなりません。
- ◆ 裁定請求から給付金の受取りまで、1ヶ月程度（一時金の場合）がかかります。

### **2** 給付金の支給期間

老齢給付金（または障害給付金）を年金で受け取る場合の支給期間は、次の中から選択します。

5年

10年

15年

20年

のいずれか

### 3 年金給付の支給回数

老齢給付金(または障害給付金)を年金で受け取る場合の年間支給回数は、次の中から選択します。

年1回 年2回 年4回 年6回 のいずれか

年間お受取回数の選択	給付裁定完了日の属する月の翌月から起算して
年1回	13ヶ月目に初回給付(以降12ヶ月ごとにお受取)
年2回	7ヶ月目に初回給付(以降6ヶ月ごとにお受取)
年4回	4ヶ月目に初回給付(以降3ヶ月ごとにお受取)
年6回	3ヶ月目に初回給付(以降2ヶ月ごとにお受取)

### 4 年金給付の受取り金額

年金給付の受取り金額は、ご自身で選択された支給期間および取り崩し時点での保有資産の割合により、取り崩し時点の個人別管理資産額を基に計算されます。このため実際の給付金額が当初の予定より変動する場合があります。

(詳しい内容は「ダイワのiDeCo プラン説明書」をご参照ください。)

### 5 年金給付額の変更

- ◆年金開始後、5年を経過した場合、請求いただければ、その時点での資産残高を、一括で一時金として受け取ることが可能です。

## 老齢給付金の受取手続き

### ○ コールセンターと郵送で手続き

**STEP ①** SBIベネフィット・システムズより、受給資格取得に関するご案内を受領

**STEP ②** 受給資格取得後、受取時期・受取方法を決定

**STEP ③** コールセンターへ給付に関する資料を請求

**STEP ④** 給付に関する資料がご自宅に到着

**STEP ⑤** 必要書類をお取り揃えのうえ返送

SBIベネフィット・システムズ・コールセンター

**0120-652-401**

【上記が繋がらない場合】 03-6435-5522

月～土\* 10:00～18:00(祝日を除く)

\*土曜日は加入者サイトに関するお問い合わせを承ります。

# ② 老齢給付金の受取と税金

(2024年11月現在)

## ○ 一時金で受け取る場合

退職所得控除が適用されます。

◎ 原則退職所得として他の所得と分離して課税

### 一時金(退職金)と税金の計算

① 課税所得金額 = (一時金(退職金) - 退職所得控除額) × 1/2

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数 × 40万円 (最低80万円)
20年超	800万円 + (勤続年数 - 20年) × 70万円

③ 住民税 = 課税所得金額(①) × 住民税率

■ 住民税の税額速算表

課税所得金額	住民税率
全所得	10%

② 所得税 + 復興特別所得税 = (課税所得金額(①) × 所得税率 - 控除額) × (1 + 復興特別所得税率)

■ 所得税の税額速算表(平成27年～)

(a)課税所得金額	(b)所得税率	(C)控除額	税額 = ((a) × (b) - (c)) × 102.1%
195万円以下	5%	-	((a) × 5%) × 102.1%
195万円超 ~ 330万円以下	10%	97,500円	((a) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円超 ~ 695万円以下	20%	427,500円	((a) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円超 ~ 900万円以下	23%	636,000円	((a) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円超 ~ 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((a) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円超 ~ 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((a) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((a) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

## ○ 年金で受け取る場合

雑所得扱いになりますが、公的年金等控除が適用されます。

◎ 公的年金等に係る雑所得の金額は、下記の表により算出します

公的年金等に係る雑所得の金額 = (a) × (b) - (c)

■ 公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下

年金を受け取るひとの年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
10,000,000円以上	100%	1,955,000円	
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
10,000,000円以上	100%	1,955,000円	

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下

年金を受け取るひとの年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が500,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	500,001円から1,299,999円まで	100%	500,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	175,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	585,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,355,000円
10,000,000円以上	100%	1,855,000円	
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,000,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	1,000,001円から3,299,999円まで	100%	1,000,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	175,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	585,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,355,000円
10,000,000円以上	100%	1,855,000円	

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超

年金を受け取るひとの年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が400,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	400,001円から1,299,999円まで	100%	400,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	75,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	485,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,255,000円
10,000,000円以上	100%	1,755,000円	
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が900,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	900,001円から3,299,999円まで	100%	900,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	75,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	485,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,255,000円
10,000,000円以上	100%	1,755,000円	

## ○ マイナンバーのお取扱い

裁定請求においてマイナンバー(個人番号を確認できる書類及び身元を確認できる書類)をご提示いただく必要があります。お客様からご提示いただく個人番号(マイナンバー)は、確定拠出年金の給付金の裁定請求において、税務帳票作成業務のために、SBIベネフィット・システムズ株式会社及び事務委託先金融機関(=給付金の支払者である信託銀行)で利用されます。

# ③ 万一の場合の受取

## ● 障害給付金

万一、高度障害者となった場合、ご本人が「障害給付金」を受給することができます。具体的には下表の証書・手帳を保有されている場合が該当します。

障害基礎年金の受給者(1級～2級)

身体障害者手帳(1級～3級)

療育手帳(最重度、重度)

精神障害者保健福祉手帳(1級～2級)

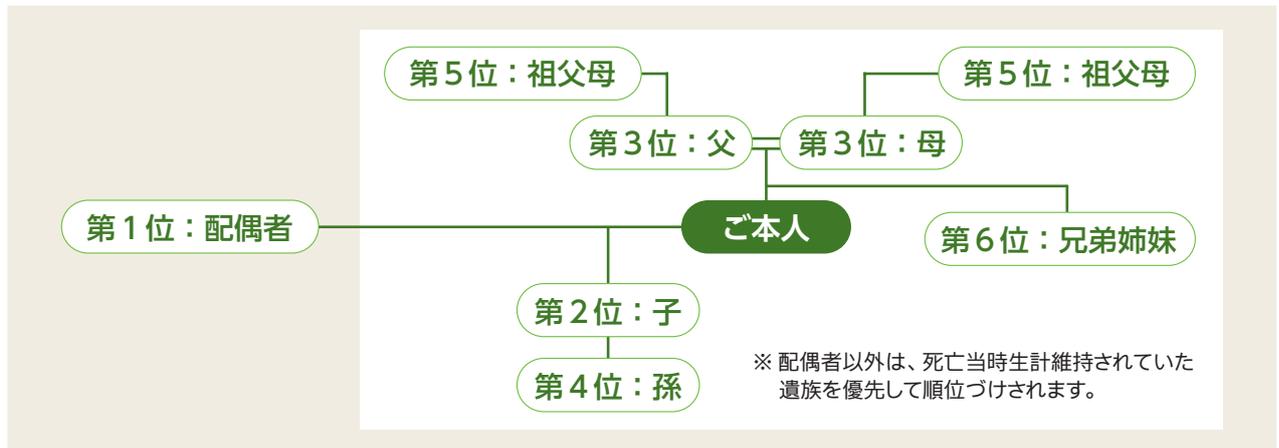
- ◆ 障害給付金は非課税です。
- ◆ 加入者のまま、給付金を受給することも可能です。
- ◆ 給付金の支給期間、支給回数、受取金額および受取金額の変更の考え方は、原則として老齢給付金と同じです。

※ お手続きはSBIベネフィット・システムズ・コールセンターにお問い合わせください。

## ● 死亡一時金

万一、お亡くなりになった場合、ご遺族の方が「死亡一時金」を受け取ることができます。

### ■ 死亡一時金の受取順位 ※生前に指定しておくことが可能



- ◆ 受取人を確定するために、亡くなられた方が生まれてから亡くなるまでの履歴の分かる戸籍謄本等が必要となります。
- ◆ お手続きの際には、亡くなられた方のマイナンバー及び受取人のマイナンバー確認書類と身元確認書類のご提出が必要となります。
- ◆ 死亡一時金は「みなし相続財産」として相続税の対象となります。法定相続人一人当たり500万円まで非課税枠があります。

※ お手続きはSBIベネフィット・システムズ・コールセンターにお問い合わせください。

### 加入中のイベント

→ 次の状況に応じてお手続きください。

	対象者	ご提出書類	適用
引っ越した名前が変わった	加入者(2号除く) 運用指図者	①加入者等氏名・住所変更届 →掛金を納付している方の氏名変更の場合は下記の書類も必要です。 ②加入者掛金引落機関変更届 ③預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書	氏名・住所変更のお届出が必要です。お届出がないと、「掛金払込証明書*」等が届きません。
	加入者(2号)	①加入者登録情報変更届(第2号被保険者用) →氏名変更の場合は以下の書類も必要です。 ②預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書	
掛金の引落口座を変更したい	加入者(2号除く)	①加入者掛金引落機関変更届 ②預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書	一部、ご指定いただけない金融機関があります。
	加入者(2号)	①加入者登録情報変更届(第2号被保険者用) ②預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書	
掛金の金額を変更したい	加入者(2号除く)	加入者掛金額変更届	毎月の掛金額変更は原則として年度(前年12月～11月、納付月は1月～12月)につき1回限り可能です。
	加入者(2号)	加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)	
掛金を止めたい	加入者(共通)	加入者資格喪失届	国民年金が免除される場合や60歳以上の第2号被保険者が65歳までに退職する場合等は、提出が遅れると払戻し(還付)となる可能性があります。
掛金払込証明書*をなくした	加入者(共通)	小規模企業共済等掛金払込証明書再発行申請書	払込証明書は掛金を個人払込されている方の年末調整や確定申告の際に必要な証明書(=ハガキ形式)です。国民年金基金連合会の処理状況により再発行に時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し出ください。
勤務先の年金制度が変わった	加入者(2号)	加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)	登録されている年金制度(企業年金等)に変更が生じた場合は提出が必要です。
国民年金の被保険者種別が変わった	加入者(共通)	下表の通り	第2号被保険者になる際、納付方法が事業主払込に変わる場合は下表の書類に加え、事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(または事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(共済組合員用))の提出が必要となります。

#### 種別変更の場合

		変更前		
		自営業者	会社員・公務員	専業主婦(夫)
変更後	自営業者	—	◆種別変更(2号 → 1号)	◆種別変更(3号 → 1号)
	会社員・公務員	◆加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)	—	◆加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)
	専業主婦(夫)	◆種別変更(1号 → 3号)	◆種別変更(2号 → 3号)	—

\* 「掛金払込証明書」は、個人払込により掛金拠出している場合に、国民年金基金連合会から毎年10月頃にお届出住所に送付される書類です。年末調整や確定申告の際に必要となります。

### 必要書類の入手先と送付先

#### (1) 入手先

- ① SBIベネフィット・システムズ加入者サイト(<https://www.benefit401k.com/customer>)の「手続き書類の請求」画面をご参照ください。
- ② SBIベネフィット・システムズ・コールセンター(P26参照)へお電話ください。

#### (2) 送付先

お取り扱いの受付金融機関またはSBIベネフィット・システムズ事務センターへお送りください。



## 確定拠出年金制度(個人型)における 個人情報の取扱いについて (加入申出書・移換依頼書等にご記入 いただく個人情報の取扱いについて)

### 《個人情報の利用目的》

ご記入いただいた個人情報は、投資教育の事務及び確定拠出年金法に従い以下の①～⑤の業務遂行を目的に使用させていただきます。なお、大和証券は、受付金融機関であるとともに運用関連運営管理機関としての立場を兼ねており、運用関連運営管理機関の立場でもご記入いただいた個人情報を利用させていただきます。

- ① 加入者等に関する事項の記録及び保存、通知
- ② 運用指図のとりまとめ及びその内容の事務委託先金融機関への通知
- ③ 給付を受ける権利の裁定
- ④ 運用の方法の選定及び提示、情報の提供
- ⑤ 個人別管理資産額の試算及びサービス向上のための計数把握等の付随業務

### 《個人情報の提供先》

ご記入いただいた加入申出書は、大和証券から、国民年金基金連合会に通知されます。また、当該個人情報は、国民年金基金連合会より、記録関連運営管理機関であるSBIベネフィット・システムズ株式会社に通知されます。  
更に、預金口座振込依頼書等にご記入いただいた個人情報の掛金引き落とし金融機関への通知も、国民年金基金から行われることとなります。

### 《個人データの共同利用》

大和証券グループの経営管理・内部管理を目的として、大和証券は、親会社である大和証券グループ本社及び同社の連結子会社との間で、次の項目を共同して利用させていただくことがあります。お名前・ご住所・生年月日・電話番号等のお客様に関する情報、お取引内容等のお客様のお取引に関する情報。

## 個人情報の利用目的について (国民年金基金連合会)

国民年金基金連合会は、加入者等の皆様からお預かりした個人情報を、確定拠出年金法の業務を行うために必要な範囲で利用させていただきます。  
具体的には、以下の通りです。

- 制度への加入資格の審査など、制度への加入手続
- 制度への加入後の加入資格の確認など、加入者等の皆様の加入状況の把握及びその記録の管理
- 掛金の収納、手数料の徴収など制度における必要な費用の受領
- 運用商品の指図
- 資産の管理
- 給付及び脱退一時金の支給
- 企業型確定拠出年金制度及び他の企業年金制度との間の移換手続

- 自動移換者の状況の把握及びその記録の管理
- 個人別管理資産額その他必要な事項の加入者等への通知
- 個人型確定拠出年金制度に関する情報の提供
- 個人型年金の健全な発展を図るために必要な調査・研究
- その他法令及び個人型年金規約に定めのある場合

## 運用商品販売会社への個人情報の提供

お客様が選択された運用商品の特性に応じて、お客様の個人情報を必要な範囲で運用商品販売会社へ提供する場合があります。

## 個人情報管理方針

### 1. 個人情報を収集する目的

当社では加入者等に対する法令等で定められたサービスを満たすため、さらにはより良いサービスを提供させていただくために、加入者等に関する必要最小限の情報を収集させていただいております。これらの情報は当確定拠出年金プランの適切な運営並びに加入者等に対する各種情報提供の実施などのサービスを行う目的で利用します。

### 2. 収集する個人情報の範囲

運営管理機関である大和証券とその運営管理業務の一部を委託しているSBIベネフィット・システムズは、運営管理業務又はこれに付随する業務を行うために必要な範囲内で、加入者等の個人情報を使用します。またこれらの業務を外部委託する際には、委託業務を遂行させる為に必要な範囲内で、その委託業者に対し当該個人情報の提供を行い、委託業者は委託業務の遂行に必要な範囲内で当該情報を使用します。

### 3. 個人情報の利用・提供

当社では次の場合を除いて、加入者等の情報を上記1の目的以外に利用したり外部に提供することはありません。

- 加入者等が個人情報の当該利用又はご提供に同意されている場合
- 法令の定め、裁判所、警察の命令等により、又は監督官庁、関連する業界団体等の監督業務遂行に協力するため、個人情報の提供が必要と判断される場合
- 加入者等又は公共の利益のために個人情報の提供が必要であると考えられる場合
- 加入者等へ資料等を発送する際に外部企業へ業務委託する場合(業務委託に際しては社内規程に則し、加入者等の個人情報保護のために業務委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。)

なお、当社サイトから外部インターネットサイトへリンクを張るがありますが、リンク先の個人情報の保護に関しては当社では一切責任を負えませんので、予めご了承ください。また、その外部インターネットサイトのプライバシーに関する記述を一読されることをお勧めします。

### 4. 個人情報の管理方法

当社は加入者等の個人情報を正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じています。また加入者等の個人情報への不当なアクセス等が行われることを防止するため、「ID」「パスワード」により個人情報へのアクセスを制御しております。

5. 加入者等に関する個人情報の取扱いについての変更  
当社が当管理方針の内容を変更する場合には、その変更内容を当社ウェブサイトにて掲載します。
6. 個人情報の加入者等への開示及び訂正  
加入者等から自身に関する情報の開示・訂正の依頼があった場合は、本人であることを確認したうえで、特別の理由がない限り開示・訂正します。

## 行為準則・禁止行為

### 1. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則

【確定拠出年金法 第99条】

- 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
- 確定拠出年金運営管理機関は企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

### 2. 運営管理機関の禁止行為

【確定拠出年金法 第100条】

- 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。
- 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。
- 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く）。
- 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。
- 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること。（投資顧問業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く）。

【確定拠出年金運営管理機関に関する命令 第10条】

- 運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（役員、営業所の長その他これに類する者を除く）が、運用関連業務に係る事務を併せて行うこと。
- 加入者等に対して、年金制度に関する事項であって、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。

- 加入者等に対して、提示した運用の方法に関し、不実のことを告げ、若しくは利益が生じること又は損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、運用の指図を行わせること。
- 加入者等に対して、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であって不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。
- 加入者等に対して、提示した運用の方法に関する事項であって運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。
- 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実を告げること。
- 企業型年金加入者等が確定拠出年金運営管理機関を選択できる場合において、その選択について企業型年金加入者等を勧誘するに際し、又は選択した確定拠出年金運営管理機関の変更を妨げるため、当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 確定拠出年金運営管理機関の指定又は指定の変更について個人型年金加入者等を勧誘するに際し、又は確定拠出年金運営管理機関の指定の変更を妨げるため、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

## 確定拠出年金運営管理機関業務に関する勧誘方針

長期にわたり安心してご利用いただくために

私たち大和証券は個人の自己責任の支援という確定拠出年金制度の本質を十分理解し、「お客様のために」を合言葉に、お客様一人ひとりにご満足いただけるサービスに努め、長期にわたり安心してご利用いただけることを目指してまいります。

1. 私たちは、法令諸規則ならびに運営管理契約を遵守し、お客様との長期にわたる信頼の構築に努めます。
2. 私たちは、制度の適切な運営管理を行うために、常に法令諸規則や業務知識を深めてまいります。
3. 私たちは、もっぱらお客様のために、資産の運用に関する専門的知見に基づいて、運用の方法に係る金融商品の選定、提示およびそれに係る情報提供を行います。
4. 私たちは、お客様のご意向と実情の理解に努め、お客様に適した情報提供を行ってまいります。
5. 私たちは、金融商品の提示、情報提供にあたって、商品内容やリスク内容などをわかりやすく説明し、お客様にご理解いただけるよう努めます。
6. 私たちは、電話等による勧誘に際しては、お客様のご都合に合わせた時間帯にて対応するように努めます。

## 編集・発行:大和証券株式会社

本資料は、確定拠出年金法および同施行令等に準拠して確定拠出年金制度および資産運用の基本的な事項をご理解いただくために作成しております。

本資料は、情報の正確性の確保に努めておりますが、データ利用等に伴って発生したいかなる損害についても責任を負いかねます。

本資料は、発行時点の確定拠出年金制度、税制、資産運用の方法および関連諸制度に関する用語等を掲載しておりますが、将来その内容および使用している用語等が変更されることがあります。

また、本資料に掲載された実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

※本書の内容を、いかなる方法においても無断で複製・転載することは禁じられています。

大和証券

Daiwa Securities

NO.4 202412